別 紙

目 次

別紙1	災害対策本部分掌事務・・・・・・・・・・・P1
別紙2	様式 災害発生報告書・・・・・・・・・・・・P19
別紙3	応急給水機器保有数・・・・・・・・・・・・・P20
別紙4	災害救助法による救助の基準・・・・・・・・・・P21
別紙5	年別(月別)降水量一覧表・・・・・・・・・・・・・・ P 2 4
別紙6	指定緊急避難場所・指定避難所・・・・・・・・・・・P25
別紙7	職員の配備・編成表・・・・・・・・・・・・・P35
別紙8	黒瀬川の洪水予報の伝達経路及び手段・・・・・・・・P37
別紙9	洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設一覧表・・・・・・P38
別紙10	土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧表・・・・・・P40
別紙11	様式第1号 水防活動実施報告書・・・・・・・・・P45
別紙12	様式第2号 水防の概要・・・・・・・・・・・P46
別紙13	別表第1 重要ため池 (農業用)・ ・・・・・・・・ P 4 7
別紙14	消防局保有水防資器材備蓄数量・・・・・・・・・・・P48

災害対策本部分掌事務

別紙 1

	(1) 各対策部各班の設置に関すること。
	(2) 各対策部から本部事務局への職員応援に関すること。
	(3) 各対策部及び各班相互の連携及び職員の相互応援に関すること。
	(4) 住民の避難誘導及び避難者の安全確保に関すること。
Tr, 2 4-/-2	(5) 避難所配置職員、緊急初動体制要員、センター(中央地区)配置職員の選定に関すること。
共通事項	(6) 各班における他地方公共団体等への応援職員の要請及び受入れに関すること。
	(7) 各対策部各班から本部事務局への各種情報の報告に関すること。
	(8) 各対策部の所管に係る被害の調査結果等の報告に関すること。
	(9) 災害復旧・復興事業に関すること。
	(10) その他市長が特に必要と認めること。

部	部・局長	班	班長	担当課等	分掌事務
	総務部長	庶務班	総務課長	総務課	(1) 部の庶務に関すること。
総					(2) 部内各班の連絡調整に関すること。
務					(3) 国, 県, 防災会議委員, その他関係機関との連絡調整
対					に関すること。
策					(4) 災害関連情報の集約及び伝達に関すること。
部					(5) 部関連被害状況の集約に関すること。
					(6) 部応急対策活動の集約に関すること。
					(7) 部内職員の動員に関すること。
					(8) 部内職員の厚生に関すること。
					(9) 部内職員等の安否確認及びり災状況の把握に関するこ
					と。
					(10) 重要文書及び公印の保全に関すること。
					(11)災害救助法適用時における部内の救助経費求償関連事
					務の実施に関すること。
					(12)緊急で重要な法律問題に対する支援に関すること。
					(13)所管施設の管理保全、庁舎の電気・通信・衛生設備の
					応急対策に関すること。
					(14)非常優先電話の応急架設に関すること。
					(15)他の班の所管に属さないこと。
					(16)その他特命事項に関すること。
		動員班	人事課長	人事課	(1) 職員の動員及び配備計画に関すること。
					(2) 職員のり災状況の集約に関すること。
					(3) 職員の給与に関すること。
					(4) 職員配備に伴う勤務条件に関すること。
					(5) 職員の厚生に係る連絡調整に関すること。
					(6) 雇入れ労働者の確保及び配置に関すること。
					(7) 公務災害保障に関すること。
					(8) 避難所,帰宅困難者収容施設の開設・運営に関するこ
					と。
					(9) 避難的配置職員, 緊急初動体制要員, センター (中央
					地区)配置職員の選定に関すること。
		秘書班	秘書広報課長	秘書広報課	(1) 災害対策本部長及び災害対策副本部長の秘書に関する
					こと。

局	部・局長	班	班長	担当課等	分掌事務
		秘書班	秘書広報課長	秘書広報課	(2) 災害対策本部長及び災害対策副本部長の現地視察に関
					すること。
					(3) 災害見舞者の接遇に関すること。
		東京連絡班		東京事務所	(1) 国会及び中央官庁との連絡調整に関すること。
企	企画部長	情報班	企画課長	企画課	(1) 本部設置に係る情報機器の設置に関すること。
画				資産経営課	(2) 災害情報の収集及び記録整理に関すること。
対				情報統計課	(3) 電算等の各種システム等の復旧, 運用, 管理に関する
策					こと。
部					
	議会事務局	議会班	議会事務局	議会事務局	(1) 局の庶務に関すること。
	長	HXLL	庶務課長	庶務課	(2) 本部、地区本部、その他関係機関との連絡調整に関す
			WAY 2000	議事課	SCE.
				HIX T- H/K	(3) 災害関連情報の集約及び伝達に関すること。
					(4) 局関連被害状況の集約に関すること。
議					(5) 局災害対策活動の集約に関すること。
会					(6) 局内職員の動員に関すること。
対					(7) 局内職員の厚生に関すること。
策					(8) 議員の安否確認及びり災状況の把握に関すること。
部					(9) 局内職員の安否確認及びり災状況の把握に関するこ
					と。
					(10)災害に関する議会活動に関すること。
					(11)災害救助法適用時における部内の救助経費求償関連事
					務の実施に関すること。
					(12)その他特命事項に関すること。
	財務部長	財政班	財政課長	財政課	(1) 部の庶務に関すること。
					(2) 部内各班の連絡調整に関すること。
					(3) 本部, 地区本部, その他関係機関との連絡調整に関す
					ること。
					(4) 災害関連情報の集約及び伝達に関すること。
					(5) 部関連被害状況の集約に関すること。
					(6) 部応急対策活動の集約に関すること。
					(7) 部内職員の動員に関すること。
財					(8) 部内職員の厚生に関すること。
務					(9) 部内職員等の安否確認及びり災状況の把握に関するこ
対					٤.
策					(10) 災害応急対策予算の編成及び資金の運用計画に関する
部					こと。
					(11)災害時の資金調達(情報収集)に関すること。
					(12)財政需要見込み額の把握に関すること。
					(13)財源確保に関する県及び国との調整及び要望に関する
					(1) /r (3) = (1) 1 20 20 20 20 20 20 20
					(14)資金調達に向けた調整等及び資金調達の実施に関する
					(15)予算執行方針・予算編成方針の策定に関すること。
					(16)補正予算・当初予算の編成に関すること。
					(17)災害救助法適用時における部内の救助経費求償関連事

局	部・局長	班	班長	担当課等	分掌事務
財	財務部長	財政班	財政課長	財政課	務の実施に関すること。
務					(18)他の班の所管に属さないこと。
対					(19)その他特命事項に関すること。
策					
部					
	財務部長	管財班	管財課長	管財課	(1) 公有財産の被害状況の調査及び総括に関すること。
					(2) 公有財産の緊急使用許可に関すること。
					(3) 自衛隊・他都市等救援団体の駐車場確保に関すること。
					(4) 災害応急対策のための土地の収用及び借上げ等に関す
					ること。
		契約班	契約課長	契約課	(1) 物資・資財等の総括的購買に関すること。
					(2) 部内他班の応援に関すること。
		調査班	収納課長	収納課	(1) 被害調査の調整及び被害集計等に関すること。
財				資産税課	(2) 被災者台帳の総括に関すること。
務				市民税課	(3) り災証明(火災に係るものを除く。)発行業務の総括に
対					関すること。
策					(4) 災害による市税の納期限の延長、徴収の猶予及び減免
部					に関すること。
					(5) 他の地方公共団体からの被災調査の支援に関するこ
					٤.
		会計班	会計課長	会計課	(1) 災害対策に係る現金の出納に関すること。
					(2) 義援金の受入れ及び保管に関すること。
					(3) 公用車の集中管理に関すること。
					(4) 公用車等の燃料調達に関すること。
					(5) 緊急輸送車両の許可申請及び配車計画に関すること。
					(6) 災害協定等の民間車両の手配に関すること。
	市民部長	地域協働班	地域協働課長	地域協働課	(1) 部の庶務に関すること。
					(2) 部内各班の連絡調整に関すること。
					(3) 本部, 地区本部, その他関係機関との連絡調整に関す
					ること。
					(4) 災害関連情報の集約及び伝達に関すること。
					(5) 部関連被害状況の集約に関すること。
					(6) 部応急対策活動の集約に関すること。
-					(7) 部内職員の動員に関すること。
市					(8) 部内職員の厚生に関すること。
民					(9) 部内職員等の安否確認及びり災状況の把握に関するこ
対					と。
策					(10) 所管施設の被災状況の把握及び管理保全に関するこ
部					と。
					(11)自治会との連絡に関すること。
					(12)ボランティアの募集、受付、管理及び派遣調整に関す
					ること。
					(13)登録済みのボランティアの派遣調整に関すること。
					(14)災害救助法適用時における部内の救助経費求償関連事
					務の実施に関すること。
					(15)市民センター班との連絡調整に関すること。
	l	<u> </u>	1	<u> </u>	Carried and Section of the Control o

局	部・局長	班	班長	担当課等	分掌事務
	市民部長	地域協働班	地域恊働課長	地域協働課	(16) 中央地区の避難行動要支援者名簿の提供に関すること。 (17) 中央地区の避難所・帰宅困難者収容施設の開設及び被災者・帰宅困難者の収容に関すること。 (18) 中央地区の避難所への物資等の輸送に関すること。 (19) 中央地区の被災者台帳の作成に関すること。 (20) 中央地区のり災証明の発行に関すること。 (21) 中央地区担当の応援職員の要請及び受入れに関すること。 と。 (22) 他の班の所管に属さないこと。 (23) その他特命事項に関すること。
市		市民対策班	市民窓口課長	市民窓口課市民相談室人権センター	(3) ての他将印事項に関すること。 (1) 地域協働班の支援に関すること。 (2) 災害時の相談窓口の設置及び生活相談や情報提供、援助に関すること。 (3) 行方不明者等の受付、死亡届の受理及び火埋葬許可に関すること。 (4) 市民の安否情報の集約及び問い合わせに関すること。 (5) 義援金、見舞金等の申請受付、支給に関すること。 (6) 災害による税の減免の申請受付に関すること。
民		市民センター	各市民センタ	各市民センタ	(1) 地区災害対策本部の設置及び運用等に関すること。
対策 部		班	一長		(2) 所属職員の動員及び厚生に関すること。 (3) 現地災害対策本部の支援に関すること。 (4) 応援職員の要請及び支援職員(他都市支援職員も含む。)の受入れに関すること。 (5) 所管施設の被害状況の把握及び応急対策ならびに管理保全に関すること。 (6) 食糧・飲料・燃料等の確保に関すること。 (7) 被害調査及びその応急措置に関すること。 (8) 災害・避難所情報の収集及び報告並びに本部との連絡に関すること。 (9) 指定管理者・関係団体等との連絡調整に関すること。 (10)避難行動要支援者名簿の提供に関すること。 (11)避難所・帰宅困難者収容施設の開設及び被災者・帰宅困難者の収容に関すること。 (12)避難所への物資等の保管及び輸送に関すること。 (13) 災害相談窓口の設置及び行方不明者の受付に関すること。 (14) 行方不明者等の受付,死亡届の受理及び火埋葬許可に関すること。 (15) 被災者台帳の作成に関すること。

部	部・局長	班	班長	担当課等	分掌事務
	文化スポーツ	文化振興班	文化振興課長	文化振興課	(1) 部の庶務に関すること。
	部長			生涯学習セン	(2) 部内各班の連絡調整に関すること。
				ター	(3) 本部, 地区本部, その他関係機関との連絡調整に関す
					ること。
					(4) 災害関連情報の集約及び伝達に関すること。
					(5) 部関連被害状況の集約に関すること。
					(6) 部応急対策活動の集約に関すること。
					(7) 部内職員の動員に関すること。
					(8) 部内職員の厚生に関すること。
					(9) 部内職員等の安否確認及びり災状況の把握に関するこ
					٤.
文					。 (10)所管施設の被災状況の把握及び管理保全に関するこ
化					と。
ス					(11)災害救助法適用時における部内の救助経費求償関連事
ポ					8の実施に関すること。
					-
ツ					(12) 所管施設の被害状況の把握及び応急対策に関するこ
対					(40) (http://www.ell.htm.
策					(13)避難所として社会教育施設の供与及び管理に関するこ 、
部					Ł.
					(14)社会教育団体等協力団体との連絡調整に関すること。
					(15)文化財の被害状況の把握及び応急対策に関すること。
					(16)文化財の保全に関すること。
					(17) 他の班の所管に属さないこと。
					(18)その他特命事項に関すること。
		スポーツ施設	スポーツ振興	スポーツ振興	(1) スポーツ施設・設備の被害状況の把握及び応急対策に
		班	課長	課	関すること。
					(2) 避難所としてスポーツ施設の供与及び管理に関するこ
					と。
		文化施設班	中央図書館長	中央図書館	(1) 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。
					(2) 避難所として文化施設の供与及び管理に関すること。
	福祉保健部長	福祉保健班	福祉保健課長	福祉保健課	(1) 部の庶務に関すること。
					(2) 部内各班の連絡調整に関すること。
					(3) 本部, 地区本部, その他関係機関との連絡調整に関す
					ること。
					(4) 災害関連情報の集約及び伝達に関すること。
福					(5) 部関連被害状況の集約に関すること。
祉					(6) 部応急対策活動の集約に関すること。
保					(7) 部内職員の動員に関すること。
健					(8) 部内職員の厚生に関すること。
対					(9) 部内職員等の安否確認及びり災状況の把握に関するこ
策					E.
部					。 (10)所管施設の被災状況の把握及び管理保全に関するこ
					と。
					(11)災害救助法適用時における部内の救助経費求償関連事
					8の実施並びに全対策部の救助経費求償関連事務の総括
					好の実施业ので主対東部の水助企資水頂実理事務の総合 及び県との調整に関すること。
					XU別とVi列至に対すること。

部	部・局長	班	班長	担当課等	分掌事務
	福祉保健部長	福祉保健班	福祉保健課長	福祉保健課	(12) 民生委員児童委員への協力要請に関すること。 (13) 日本赤十字社,社会福祉協議会及び社会福祉法人等との連絡調整に関すること。 (14) 社会福祉施設の被害調査に関すること。 (15) 福祉避難所の開設及び被災者の収容に関すること。 (16) 義援金品等(教育対策部に係るものを除く。)の申請受付,支給の総括に関すること。 (17) 要配慮者対策の総括に関すること。 (18) 避難行動要支援者名簿の作成及び提供の総合調整に関すること。 (19) 部内各班に属さない事項に関すること (20) 医師会,歯科医師会,薬剤師会,県、県警察等関係機関との連絡調整に関すること。 (21) 救護センター及び救護所等の開設に関すること。 (22) 医療救護班,日本DMAT等の配置調整に関すること。 (23) 広域搬送も含めた患者の輸送・転院に係る調整に関すること。
福祉保健対策部		障害福祉班	障害福祉課長	障害福祉課	(1) 障害者福祉施設の被害調査, 応急対策に関すること。 (2) 障害者の援護対策及び生活相談に関すること。 (3) 障害者福祉施設との連絡及び総合調整に関すること。 (4) 避難所等における心身障害者の相談の総括に関すること。 (5) 福祉避難所開設に係る福祉保健班の支援に関すること。 (6) 障害者の避難行動要支援者名簿の作成及び提供に関すること。 (7) 障害者福祉施設利用者の安否確認の総括に関すること。
		生活支援班	生活支援課長	生活支援課自立支援室	 (1) 所管施設の被害調査、応急対策に関すること。 (2) 生活保護対策に係る総括に関すること。 (3) 被災者に対する生活保護に関すること。 (4) 行旅病人及び行旅死亡人(身元不明者を含む。)に関すること。 (5) 遺体の検視・検案場所の選定・依頼及び必要資器材の調達に関すること。 (6) 遺体安置所の選定・依頼及び運営並びに必要資器材の調達に関すること。 (7) 遺体の埋火葬に係る本部事務局、環境対策部との調整に関すること。
		高齢者福祉班	介護保険課長	介護保険課	(1) 高齢者福祉施設の被害調査, 応急対策に関すること。(2) 高齢者の援護対策及び生活相談に関すること。(3) 高齢者福祉施設との連絡及び総合調整に関すること。(4) 高齢者福祉施設利用者の安否確認の総括に関すること。(5) 高齢者の避難行動要支援者名簿の作成及び提供に関す

部	部・局長	班	班長	担当課等	分掌事務
	福祉保健部長	高齢者福祉班	介護保険課長	介護保険課	ること。
					(6) 福祉避難所開設に係る福祉総務班の支援に関するこ
					Ł。
					(7) 遺体の処理に係る生活支援班の支援に関すること。
		保険年金班	保険年金課長	保険年金課	(1) 被災者に対する国民健康保険に関すること。
					(2) 被災者に対する国民年金に関すること。
					(3) 被災者に対する後期高齢者医療に関すること。
					(4) 福祉避難所開設に係る福祉保健班の支援に関するこ
					と。
		子育て支援班	子育て支援課	子育て支援課	(1) 所管施設及び私立幼稚園の被害調査及び応急対策に関
			長		すること。
					(2) 所管施設及び私立幼稚園の利用者の安否確認に関する
					こと。
					(3) 妊産婦, 乳幼児, 児童及び障害児の援護に関すること。
					(4) 福祉避難所開設に係る福祉保健班の支援に関するこ
					٤.
		子育て施設班	子育て施設課	子育て施設課	(1) 保育所等の被害調査及び応急対策に関すること。
			長		(2) 保育所等の一時休止及び再開に関すること。
					(3) 保育園児等の安否確認に関すること。
福					(4) 応急保育の実施に関すること。
祉					(5) 福祉避難所開設に係る福祉保健班の支援に関するこ
保					と。
健	公立下蒲刈病	病院事業班	病院事業課長	公立下蒲刈病	(1) 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。
対	院長			院	(2) 所管施設利用者の安否確認及び避難に関すること。
策				蒲刈診療所	(3) 救護病院の開設・運営に関すること。
部				大地蔵診療所	(4) 医薬品・資器材の調達に関すること。
					(5) 医療情報の収集及び提供に関すること。
					(6) 病院間の患者の受入れ調整に関すること。
					(7) 職員の安否確認及び勤務体制の確保に関すること。
	保健所長	保健総務班	保健総務課長	保健総務課	(1) 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。
					(2) 医療機関の被害状況, 受入状況等の把握及び診療可能
					医療機関の情報提供に関すること。
					(3) 救護所等設置に係る医療支援班の支援に関すること。
					(4) 地域防災拠点等への医療提供及び保健衛生指導等に関
					すること。
					(5) 医薬品等の供給調整に関すること。
					(6) 毒物・劇物の被害調査及び応急対策等に関すること。
					(7) 医療ボランティアの受入れ、調整に関すること。
					(8) 感染症の発生及び拡大防止に関すること。
					(9) 防疫活動に関すること。
					(10)防疫薬品及び防疫資材の整備及び調達に関すること。
					(11) 在宅の要配慮者(人工透析、特定疾患、難病等)へ
					の対応及び支援並びに対応医療機関との調整に関するこ
					٤.

部	部・局長	班	班長	担当課等	分掌事務
	保健所長	生活衛生班	生活衛生課長	生活衛生課	(1) 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。
					(2) 生活用水及び食品の衛生確保に関すること。
					(3) 食中毒の発生及び拡大防止に関すること。
1 □					(4) 入浴施設の提供に関すること。
福					(5) 災害応急用井戸の水質検査及び情報提供に関するこ
祉					Ł。
保					(6) 衛生害虫及びわずみ族の駆除に関すること。
健					(7) ペット動物等の保護・収容、救護活動に関すること。
対策					(8) 獣医師会, 動物愛護団体との支援要請及び総合調整に
					関すること。
部		健康安全班	健康増進課長	健康増進課	(1) 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。
				西・東保健セ	(2) 被災者等の健康管理及び心のケアに関すること。
				ンター	(3) 避難所等の衛生管理及び環境整備等に関すること。
				各保健出張所	(4) 救護所等設置に係る医療救護班の支援に関すること。
	環境部長	環境政策班	環境政策課長	環境政策課	(1) 部の庶務に関すること。
				斎場	(2) 部内各班の連絡調整に関すること。
				東部火葬場	(3) 本部, 地区本部, その他関係機関との連絡調整に関す
					ること。
					(4) 災害関連情報の集約及び伝達に関すること。
					(5) 部関連被害状況の集約に関すること。
					(6) 部応急対策活動の集約に関すること。
					(7) 部内職員の動員に関すること。
					(8) 部内職員の厚生に関すること。
					(9) 部内職員等の安否確認及びり災状況の把握に関するこ
					と。
					(10)所管施設の被害調査,応急対策及び管理保全に関する
					こと。
					(11)災害救助法適用時における部内の救助経費求償関連事
環					務の実施に関すること。
境					(12)廃棄物に係る総括及び総合調整に関すること。
対					(13)廃棄物の不法投棄行為の監視及び法的処理対策に関す
策					ること。
部					(14)遺体の埋火葬に関すること。
					(15)遺骨の一時保管に関すること。
					(16) 広域火葬に関すること。
					(17)火葬相談窓口の設置に関すること。
					(18)遺体の運送に関すること。
					(19) 埋火葬に係る福祉保健対策部, 関係機関との連絡調整
					に関すること。
					(20)他の班の所管に属さないこと。
					(21)その他特命事項に関すること。
		環境管理班	環境管理課長	環境管理課	(1) 所管施設の被害調査,応急対策及び管理保全に関する
					こと。
					(2) 有害物質等を使用している工場・事業場の被害状況の
					把握及び応急対策等に関すること。
					(3) 大気汚染及び水質汚濁等の汚染状況の監視に関するこ
				0	Ł。

部	部・局長	班	班長	担当課等	分掌事務
	環境部長	環境管理班	環境管理課長	環境管理課	(4) 災害時における公害防止に関すること。(5) 遺体の埋火葬に係る環境政策班の支援に関すること。(6) その他特命事項に関すること。
環境対		環境施設班	環境施設課長	環境施設課	 (1) 所管施設の被害調査,応急対策及び管理保全に関すること。 (2) 仮置場の設置及び運営に関すること。 (3) 仮置場の災害廃棄物の分別,処理及び再資源化に関すること。 (4) 一般廃棄物(ごみ)の処理及び処分に関すること。 (5) 一般廃棄物(し尿)の処理に関すること。 (6) 仮設処理施設の設置及び運営に関すること。 (7) その他特命事項に関すること。
策部		環境業務班	環境業務課長	環境業務課	 (1) 所管施設及び車両の被害調査, 応急対策及び管理保全に関すること。 (2) 一般廃棄物(ごみ及びし尿)取扱業者等との連絡調整に関すること。 (3) 一般廃棄物(家庭ごみ)の収集及び運搬に関すること。 (4) 一般廃棄物(し尿)の緊急汲取に関すること。 (5) 被災地域及び関係部署と連携し,一時集積場所の設置及び管理運営に関すること。 (6) 避難所等におけるごみ集積場所及びトイレの清掃等の指導に関すること。 (7) 仮設トイレの設置及び管理運営に関すること。 (8) その他特命事項に関すること。
産業対策部	産業部長	商工振興班	商工振興課長	商工振興課	 (1) 部の庶務に関すること。 (2) 部内各班の連絡調整に関すること。 (3) 本部,地区本部,その他関係機関との連絡調整に関すること。 (4) 災害関連情報の集約及び伝達に関すること。 (5) 部関連被害状況の集約に関すること。 (6) 部応急対策活動の集約に関すること。 (7) 部内職員の動員に関すること。 (8) 部内職員の厚生に関すること。 (9) 部内職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。 (10) 所管施設の被災状況の把握及び管理保全に関すること。 (11) 災害救助法適用時における部内の救助経費求償関連事務の実施に関すること。 (12) 県、商工会議所及び商工業関係団体との連絡調整に関すること。 (13) 工業施設、商業施設等の被害状況の把握に関すること。 (14) 救援物資に係る総括及び関係対策部との調整に関すること。 (15) 協定に基づく食糧・生活必需品・資機材等の調達に関すること。

部	部・局長	班	班長	担当課等	分掌事務
	産業部長	商工振興班	商工振興課長	商工振興課	(16)備蓄倉庫の被災状況の把握及び管理保全に関するこ
					٤.
					(17)他都市等への救援物資の要請・受入れに関すること。
					(18) 備蓄物資及び救援物資の配分・供給に関すること。(給
					水作業に関することを除く。)
					(19)被災者の物資ニーズの集約に関すること。
					(20)県、自衛隊等への物資輸送に係る支援要請に関するこ
					(01)目1、の地域の存在時間上の部時の7目にトファー
					(21) 県との物資の集積拠点の調整に関すること。 (22) 救援物資の集積拠点への職員の派遣の調整に関するこ
					(22) がなを初員の未付けただ。 いかは良いがはいがはいがはだに対すること。
					(23)中小企業に対する金融支援及び相談に関すること。
					(24) 被災者の雇用対策に関すること。
					(25) 産業振興対策に関すること。
					(26)他の班の所管に属さないこと。
					(27)その他特命事項に関すること。
		観光振興班	観光振興課長	観光振興課	(1) 観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。
		.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	海事歴史科学	(2) 観光客の避難対策に関すること。
				館学芸課	(3) 地場産業の復旧支援に関すること。
					(4) 救援物資に係る商工振興班への支援に関すること。
-t-		港湾漁港班	港湾漁港課長	港湾漁港課	(1) 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。
産					(2) 災害時応急処置に伴う関係機関への協力要請に関する
業対					こと。
知 策					(3) 救援物資の海上輸送基地の選定に関すること。
部					(4) 海上輸送基地における救援物資の荷役, 輸送体制の確
чц					保に関すること。
					(5) 避難者, 救援物資等の海上輸送に伴う自衛隊, 海上保
					安部、旅客船協会、漁業協同組合等への協力要請に関す
					ること。
					(6) 船舶火災、海難事故及び船舶の被害状況の把握に関す
					32 E.
					(7) 港湾及び漁港利用者等の避難対策に関すること。
					(8) 港湾区域及び漁港区域内における漂流物対策に関する
					こと。 (9) 接岸、けい留施設の被害状況の把握に係る関係機関等
					との連絡調整に関すること。
					(10)港湾施設及び漁港施設、海岸保全施設の被害状況の把
					程及び応急対策に関すること。
					佐及い心忌利承に関すること。 (11) 港湾区域及び漁港区域内における高潮対策及び漂流物
					対策に関すること。
					(12) 港湾施設及び漁港施設、海岸保全施設の災害復旧工事
					に関すること。
					(13) 救援物資に係る商工振興班への支援に関すること。
		農林水産班	農林水産課長	農林水産課	(1) 農業関係の被害状況の把握に関すること。
		/ 11/4 7-1-0/da	, 1 / 4	水産振興室	(2) 農産物の被害状況の把握に関すること。
					(3) 畜産関係の被害状況の把握に関すること。

部	部・局長	班	班長	担当課等	分掌事務
74	産業部長	農林水産班	農林水産課長	農林水産課	(4) 応急農作物の種苗及び家畜飼料の補給に関すること。
産				水産振興室	(5) 農林漁業復旧資金の斡旋、融資に関すること。
業対					(6) 農協等との連絡調整,協力要請に関すること。
策					(7) 水産関係、養殖魚等の被害状況の把握に関すること。
部					(8) 漁協等との連絡調整,協力要請に関すること。
미					(9) 救援物資等に係る商工振興班の支援に関すること。
	都市部長	都市計画班	都市計画課長	都市計画課	(1) 部の庶務に関すること。
					(2) 部内各班の連絡調整に関すること。
					(3) 本部, 地区本部, その他関係機関との連絡調整に関す
					ること。
					(4) 災害関連情報の集約及び伝達に関すること。
					(5) 部関連被害状況の集約に関すること。
					(6) 部応急対策活動の集約に関すること。
					(7) 部内職員の動員に関すること。
					(8) 部内職員の厚生に関すること。
					(9) 部内職員等の安否確認及びり災状況の把握に関するこ
					と。
					(10) 所管施設の被災状況の把握及び管理保全に関するこ
					٤
					(11) 災害救助法適用時における部内の救助経費求償関連
					事務の実施に関すること。
					(12) 被災市街地の被害状況の把握及び応急対策に関する
					こと。
都					(13) 帰宅困難者の総括に関すること。
市					(14) 被災市街地の復旧・復興に関すること。
対					(15) 他の班の所管に属さないこと。
策					(16) その他特命事項に関すること。
部		交通政策班	交通政策課長	交通政策課	(1) 緊急輸送道路等の被害状況の把握及び緊急輸送対策に
					関すること。
					(2) 交通情報の収集及び情報提供に関すること。
					(3) 交通規制等の応急交通対策に関すること。
					(4) 交通関係機関等との連絡調整に関すること。
					(5) 帰宅困難者情報の収集に関すること。
					(6) 避難所以外の帰宅困難者収容施設の選定及び関係者へ
					の協力要請に関すること。
		建築指導班	建築指導課長	建築指導課	(1) 建築物 (避難所その他の公共施設等) の応急危険度判
					定に関すること。
					(2) 民間建築物及び被災宅地の応急危険度判定に関するこ
					と。
					(3) 住宅の被害認定に関すること。
					(4) 他の地方公共団体及び関係団体からの建築関係支援に
					関すること。
					(5) 建築関係業者との連絡調整に関すること。
					(6) 宅地防災工事資金及び災害復興住宅資金の融資に関す
					ること。

部	部・局長	班	班長	担当課等	分掌事務
7	都市部長	建築指導班	建築指導課 長	建築指導課	(7) 被災者の建築相談に関すること。(8) 災害復興住宅の認定に関すること。(9) 災害復興融資貸付に伴う現場審査に関すること。(10)帰宅困難者の支援に関すること。
都市対策部		住宅政策班	住宅政策課 長	住宅政策課	 (1) 市営住宅の被害状況の収集及び応急対策工事に関すること。 (2) 市営住宅の緊急入居に関すること。 (3) 市営住宅の入居者の相談に関すること。 (4) 市営住宅指定管理者への指示及び調整に関すること。 (5) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関すること。 (6) 応急仮設住宅の入居,維持管理に関すること。 (7) 帰宅困難者の支援に関すること。
		技術監理班	技術監理室長	技術監理室	(1) 災害応急対策工事にかかる工事検査に関すること。(2) 帰宅困難者の支援に関すること。
土木対策部	土木部長	土木総務班	土 長	土木総務課	(1) 部の庶務に関すること。 (2) 部内各班の連絡調整に関すること。 (3) 本部,地区本部,その他関係機関との連絡調整に関すること。 (4) 災害関連情報の集約及び伝達に関すること。 (5) 部関連被害状况の集約に関すること。 (6) 部応急対策活動の集約に関すること。 (7) 部内職員の動員に関すること。 (8) 部内職員の厚生に関すること。 (9) 部内職員等の安否確認及びり災状况の把握に関すること。 (10) 所管施設の被災状況の把握及び管理保全に関すること。 (11) 災害救助法適用時における部内の救助経費求償関連事務の実施に関すること。 (12) 道路,橋りょう,河川等の被害状況調查及び応急対策に関すること。 (13) 道路,橋りょう,河川等の障害物の除去に関すること。 (14) 建設業協会,民間建設業者等の連絡調整に関すること。 (15) 応急資機材の確保及び保管に関すること。 (16) 国,他の地方公共団体及び関係団体からの土木関係支援に関すること。 (17) 交通規制等の応急交通対策に関すること。 (18) 救援活動拠点等としての公園緑地の使用にかかる連絡調整に関すること。 (19) 公園緑地等にかかる国,県等との連絡調整に関すること。 (19) 公園緑地等にかかる国,県等との連絡調整に関すること。 (20) 土砂災害・洪水等の被害調査及び応急対策に関すること。 (21) 所管施設の被害状況の把握及び管理保全に関すること。 (21) 所管施設の被害状況の把握及び管理保全に関すること。

部	部・局長	班	班長	担当課等	分掌事務
	土木部長	土木総務班	土木総務課	土木総務課	٤.
			長		(22) 急傾斜地復旧整備事業資金融資に関すること。
					(23)ため池の被害状況の把握及び応急対策に関すること。
					(24) 林道施設の被害状況の把握及び応急対策に関するこ
					と。
					(25)他の班の所管に属さないこと。
					(26)その他特命事項に関すること。
		土木維持班	土木維持課	土木維持課	(1) 所管施設の被災状況の把握及び管理保全に関するこ
			長	音戸倉橋土木	٤.
				出張所	(2) 道路, 橋りょう, 河川等の被害状況調査及び応急対策
				川尻安浦土木	に関すること。
				出張所	(3) 道路, 橋りょう, 河川等の障害物の除去に関すること。
				安芸灘土木出	(4) 所管の公共土木施設復旧対策に関すること。
				張所	(5) 交通規制等の応急交通対策に関すること。
				32071	(6) 土砂災害・洪水等の被害調査及び応急対策に関するこ
					٤.
					。 (7)所管施設の被害状況の把握及び管理保全に関するこ
					と。
					。 (8) 市街地の排水対策及び沿岸部等の高潮対策に関する
					(6) 印度地グが水水及び10年即寺が同僚が水に戻すること。
					(9) 樋門, 排水ポンプ場, 防潮提の操作管理に関すること。
土					(10) 急傾斜地対策に関すること。
木					(11)公園等の電気設備の保全に関すること。
対					•
策					(12)ため池の被害状況の把握及び応急対策に関すること。 (13)林道施設の被害状況の把握及び応急対策に関するこ
部					
					と。 (1) 単地 - 単光田特別 - 井光校の《字紀日子事》 7 目 ナファ
					(14)農地,農業用施設,林道等の災害復旧工事に関するこ
			1. → 畝 / 典 細	. — - - -	と。
		土木整備班	土木整備課	土木整備課	(1) 所管施設の被災状況の把握及び管理保全に関するこ
			長		(a) YEA 450 - 7 YEAR O HOTEL NO. 12 14 14 14 15 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16
					(2) 道路, 橋りょう, 河川等の被害状況調査及び応急対策
					に関すること。
					(3) 道路,橋りょう,河川等の障害物の除去に関すること。
					(4) 所管の公共土木施設復旧対策に関すること。
					(5) 交通規制等の応急交通対策に関すること。
					(6) 土砂災害・洪水等の被害調査及び応急対策に関するこ
					Ł. (2)
					(7) 所管施設の被害状況の把握及び管理保全に関するこ
					٤.
					(8) 市街地の排水対策及び沿岸部等の高潮対策に関する
					こと。
					(9) 樋門, 排水ポンプ場, 防潮提の操作管理に関すること。
					(10) 急傾斜地対策に関すること。
					(11)公園等の電気設備の保全に関すること。
					(12)ため池の被害状況の把握及び応急対策に関すること。
					(13) 林道施設の被害状況の把握及び応急対策に関するこ

部	部・局長	班	班長	担当課等	分掌事務
	土木部長	土木整備班	土木整備課	土木整備課	と。
土			長		(14)農地,農業用施設,林道等の災害復旧工事に関するこ
木					と。
対		営繕班	営繕課長	営繕課	(1) 市有建築物(市営住宅を除く。)の被害状況調査及び応
策					急対策工事に関すること。
部					(2) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る住宅班
					の支援に関すること。
	消防局副局	消防総務班	消防総務課	消防総務課	(1) 部の庶務に関すること。
	長		長		(2) 部内各班の連絡調整に関すること。
					(3) 本部, 地区本部, その他関係機関との連絡調整に関す
					ること。
					(4) 部内職員の動員に関すること。
					(5) 部内職員の厚生に関すること。
					(6) 部内職員等の安否確認及びり災状況の把握に関するこ
					٤.
					(7) 所管施設の被災状況の把握及び管理保全に関するこ
					٤.
					(8) 災害救助法適用時における部内の救助経費求償関連事
					務の実施に関すること。
					(9) 所管車両及び資機材の応急修理等に関すること。
					(10)燃料の確保に関すること。
					(11)消防広報に関すること。
					(12)報道機関からの情報収集及び問い合わせの対応に関す
					ること。
消					(13)記録写真に関すること。
防					(14)他の班の所管に属さないこと。
対					(15)その他特命事項に関すること。
策		予防班	予防課長	予防課	(1) 災害情報, 気象情報, 活動状況等の収集・整理・分析
部					に関すること。
					(2) 整理分析した情報の各班への伝達に関すること。
					(3) 防災関係機関の情報収集・伝達に関すること。
					(4) 応援要請等の災害対策本部報告資料の作成に関するこ
					と。
					(5) 危険物施設等の被害状況の把握及び応急対策に関する
					こと。
					(6) 出火防止等の広報に関すること。
		警防班	警防課長	警防課	(1) 消防対策部の災害体制等の発令に関すること。
					(2) 消防隊・救急隊等の指揮及び運用に関すること。
					(3) 各種情報に基づく消防力判断に関すること。
					(4) 災害対策本部との連絡調整に関すること。
					(5) 警察, 海上保安部, 他都市消防機関等との連携・調整
					に関すること。
					(6) 福祉保健対策部,医療機関等との連携・調整に関する
					こと。
					(7) 災害時の医療体制情報収集に関すること。
					(8) 緊急消防援助隊等の派遣要請及び受援・応援に関する

部	部・局長	班	班長	担当課等	分掌事務
	消防局副局 長	警防班	警防課長	警防課	こと。 (9) 緊急消防援助隊等との連絡,集結場所の指定等に関すること。 (10) 緊急消防援助隊等の活動方針等の伝達に関すること。 (11) 緊急消防援助隊等への各種資料の作成・配布に関すること。 (12)災害の覚知,伝達及び管制に関すること。 (13)災害情報,気象情報等の収集及び伝達に関すること。 (14)消防通信の運用及び統制に関すること。 (15)所管施設及び設備機器等の被害状況の把握及び応急対策並びに保全に関すること。 (16)その他災害対策に関すること。
消防対策部		西署班 東署班 音戸署班	西消防署長 東消防署長 音戸消防署 長	西消防署 東消防署 音戸消防署	(1) 所管施設及び車両等の被害状況の把握及び応急対策並びに保全に関すること。 (2) 職員の動員、厚生に関すること。 (3) 局、消防団、その他関係機関との連絡調整に関すること。 (4) 消火・救助・救急・水防活動及び行方不明者の捜索に関すること。 (5) 他都市応援隊の指揮、運用、調整に関すること。 (6) 緊急消防援助隊等との調整及び誘導に関すること。 (7) 被害調査の実施並びに各種情報の収集、整理及び報告に関すること。 (8) 消防広報に関すること。 (9) 避難誘導に関すること。 (10) 危険物施設の災害状況の把握及び応急措置指導に関すること。 (11) その他災害対策に関すること。
	消防団長	消防団班	消防団副団長消防団室長	各消防分団 消防団室	(1) 団の総括及び方面隊、地区隊への指示、連絡調整に関すること。 (2) 消防局、本部事務局、市民センターとの連絡調整に関すること。 (3) 所管施設、車両等の被害状況の把握及び管理保全に関すること。 (4) 団員の動員、隊の編成に関すること。 (5) 団員の安否情報及びり災状況に関すること。 (6) 消火・救助・救急・水防活動及び行方不明者の捜索に関すること。 (7) 消防広報及び避難誘導に関すること。 (8) その他災害対策に関すること。

部	部・局長	班	班長	担当課等	分掌事務
	経営総務部	上下水道対策	上下水道総	上下水道総務	(1) 部の庶務に関すること。
	長	班	務課長	課	(2) 部内各班の連絡調整に関すること。
				経営企画課	(3) 本部, 地区本部, その他関係機関との連絡調整に関す
					ること。
					(4) 災害関連情報の集約及び伝達に関すること。
					(5) 部関連被害状況の集約に関すること。
					(6) 部応急対策活動の集約に関すること。
					(7) 部内職員の動員に関すること。
上					(8) 部内職員の厚生に関すること。
下					(9) 部内職員等の安否確認及びり災状況の把握に関するこ
水					Ł。
道					 (10)所管施設の被災状況の把握及び管理保全に関するこ
対					٤.
策					 (11)災害救助法適用時における部内の救助経費求償関連事
部					務の実施に関すること。
					(12)他の地方公共団体からの水道支援の総括に関するこ
					خ. د.
					(13) 県水道施設の被害状況の把握及び復旧対策の総合調整
					に関すること。
					(14)水道施設の災害復旧・復興の総合企画に関すること。
					(15)上下水道事業に係る災害広報の総括に関すること。
					(16)水道・下水道使用料の減免に関すること。
					(17)他の班の所管に属さないこと。
					(18)その他特命事項に関すること。
		上下水道総務	営業課長	営業課	(1) 電話受付に関すること。
		班			(2) 所管車両の管理保全に関すること。
					(3) 資材及び車両の調達・管理に関すること。
					(4) 通信機器等の保全に関すること。
	建設部長	応急給水班	水道建設課	水道建設課	(1) 応急給水計画に関すること。
			長		(2) 医療機関(災害拠点病院,救急告示医療機関,透析医
					療機関)への運搬給水に関すること。
					(3) 地域給水拠点等への運搬給水に関すること。
		下水道管路復	下水建設課	下水建設課	(1) 所管管きょの被害状況の把握及び応急対策に関するこ
		旧班	長		と。
					(2) 修繕計画に関すること。
					(3) 下水道管の修繕に関すること。
	施設管理部	給水復旧班	管路管理課	管路管理課	(1) 所管配水, 給水施設等の被害状況の把握及び応急対策
	長		長		に関すること。
					(2) 水道管の修繕に関すること。
					(3) 復旧工事業関係者との連絡調整に関すること。
					(4) 市民広報の実施に関すること。
					(5) 修繕計画に関すること。
					(6) 濁水対策に関すること。
		水道施設班	浄水課長	浄水課	(1) 水道施設の被害状況の把握及び応急対策に関するこ
					と。
					(2) 施設の復旧計画及び水運用計画に関すること。
	l .		<u> </u>	İ	

部	部・局長	班	班長	担当課等	分掌事務
	施設管理部	水道施設班	浄水課長	浄水課	(3) 採水計画及び水質検査に関すること。
上	長				(4) 危険物の点検及び安全確保に関すること。
下		応急排水班	施設管理部	管路管理課	(1) 所管管きょの閉塞状況の把握及び応急対策に関するこ
水			副部長	下水建設課	と。
道					(2) 応急排水計画及び汚水運搬計画に関すること。
対		下水道施設班	下水施設課	下水施設課	(1) 下水道施設の被害状況の把握及び応急対策に関するこ
策			長		と。
部					(2) 施設の復旧計画及び汚水処理計画に関すること。
					(3) 採水計画及び水質検査に関すること。
					(4) 危険物の点検及び安全確保に関すること。
	教育部長	教育総務班	教育総務課	教育総務課	(1) 部の庶務に関すること。
			長		(2) 部内各班の連絡調整に関すること。
					(3) 本部, 地区本部, その他関係機関との連絡調整に関す
					ること。
					(4) 災害関連情報の集約及び伝達に関すること。
					(5) 部関連被害状況の集約に関すること。
					(6) 部応急対策活動の集約に関すること。
					(7) 部内職員の動員に関すること。
					(8) 部内職員の厚生に関すること。
					(9) 部内職員等の安否確認及びり災状況の把握に関するこ
					と。
					(10) 所管施設の被災状況の把握及び管理保全に関するこ
					と。
					(11)災害救助法適用時における部内の救助経費求償関連事
					務の実施に関すること。
教					(12)他都市応援職員の受入れに関すること。
育					(13)教育委員との連絡調整に関すること。
対					(14)教育関係義援金の受付及び配分に関すること。
策					(15)他の班の所管に属さないこと。
部					(16)その他特命事項に関すること。
		学校施設班	学校施設課	学校施設課	(1) 学校施設・設備の被害状況の把握及び応急対策に関す
			長		ること。
					(2) 学校施設の応急危険度判定の要請に関すること。
					(3) 応急教育実施施設の確保に関すること。
					(4) 学校施設の災害復旧計画に関すること。
					(5) 教育備品の被害状況の把握及び調達に関すること。
					(6) 学校給食対策に関すること。
		NA Library) 스타	22.1.1.141t-sm	(7) 学校給食施設における非常炊き出しに関すること。
		学校教育班	学校教育課	学校教育課	(1) 教職員の動員・配備に関すること。
			長		(2) 教職員の支援調整に関すること。
					(3) 教職員及びその家族の安否確認に関すること。
					(4) 教職員の生活支援に関すること。
					(5) 学校の教育再開(応急教育計画)の総括に関すること。
					(6) 被災児童及び生徒への教科書・学用品等の調達給与に
					関すること。 (7) 拡災日辛及び生徒、の今英及び原治に関すること
					(7) 被災児童及び生徒への育英及び奨学に関すること。

部	部・局長	班	班長	担当課等	分掌事務
	教育部長	学校安全班	学校安全課	学校安全課	(1) 児童・生徒の安全対策の総括に関すること。
			長		(2) 災害情報・気象情報等の収集に関すること。
					(3) 保護者への防災情報の提供に関すること。
					(4) 児童・生徒・保護者の安否情報及び保護者への引渡し
					に関すること。
					(5) 学校の保健衛生に関すること。
		学校班	各小学校長	各学校教職員	(1) 学校施設・設備・教育備品の被害状況の把握に関する
			各中学校長		こと。
教			高等学校長		(2) 学校施設の応急危険度判定の要請に関すること。
育					(3) 所管教職員の安否情報及びり災状況の把握に関するこ
対					と。
策					(4) 児童・生徒の安全に関すること。
部					(5) 児童・生徒・保護者の安否情報及び保護者への引渡し
					に関すること。
					(6) 学校の教育再開(応急教育計画) に関すること。
					(7) 学校の管理保全及び保健衛生に関すること。
					(8) 学校給食及び非常炊出しに関すること。
					(9) 被災児童及び生徒への教科書・学用品の給与に関する
					こと。
					(10) 避難所として学校施設の供与及び管理に関するこ
					٤.
					(11) 避難所運営及び救護所等の支援に関すること。

別紙 2

災害発生報告書

										() !	県支部
1						ı	_			()	市町
		眹	<u>.</u>	<i>J</i> .	巫		13					
	月 日	ÞÉ	F	£	子 受·	声	火災の					
							状	況				
発信者							14					
職氏名							大温ン	△ ◊左 1、				
	情報連絡班	氏	名				交通え なった					
受信者								- PH ///				
		班					15	T 7/2				
								是溢水 :河川				
1 調査			月			日日		≧溜池				
日時			時			分	16					
0 3% 14							7- 0	n lib on				
2 発生 場所							被	り他の 害				
333 121			пр	/ th	左 口 口	\		<u> </u>				
	3	人	氏名	(生	年月日)		17			п	н
	死 者							災害対			月 時	日 分
	4	"]]		"			本部部	设置			73
人	行 方									地区名	避難場所	人員
の	不 明 者							18				人
被 害	5	"	"		"			避難指示				
	重傷者							勧告状				
		JJ.]]]]							
	6	,,,	"		"							
	軽 傷 者						< <<			19		()
	7						災 害			消り	万職員	()
	全壊	棟 ()	(世)	(人	に	消		0.0		
	(全焼・流 出)	()	(,			対	防		20 消 防	5 団 員	()
<i>A</i> -	8	"		"		JJ.	し と	職員		11.1	, <u>а</u> д	, ,
住家	半壊	()	(()	- 1	つ	等		21		"
\mathcal{O}	(半焼)						て	の			察官	()
被 害	9	,,,,	,	,,,		IJ	いる	出 動				
音	床上浸水	()	()	())	措	状		22	as the	, , ,
							置	況		そ	の他	()
	10 床下浸水	()	()"	()	"						
	が「投水	()	(,		_					計	()
	11											, ,
非	学校等											
住	公共建物											
住家の								23				
かった								その他 応急措				
被 害	12 その他							心忌指	1 旦.			
	1					l		I		1		

別紙 3

(2) 応急給水機器保有数

	種別	積載	能力及び保有数	[第755 1月25	所管電話			
	作里方门	積載能力	保有数	合計	配置場所				
給水車	アルミ製	2. 0 m³	1台	2.0 m³	上下水道局車庫				
	マルミ制	1.5 m³	4基	6.0 m³	宮原浄水場				
	アルミ製	1.0 m^3	1基	1.0 m³	宮原浄水場				
٠١. ٨٠		0. 5 m³	5基	2. 5 m ³	当				
給 水タンク	ポリタンク		<u>10 基</u>	<u>3. 0 m³</u>	上下水道局倉庫				
777	(上下水道	0.3 m^3	30 基	9.0 m³	宮原浄水場				
	局庁舎)		2基	<u>0.6 m³</u>	<u>量水器室</u>				
		0. 1 m ³	5基	0.5 m³	上下水道局車庫				
7	ポリ容器	150	3,400 個	51.0 m³	宮原浄水場	26-1600			
給水	メ 用ポリ袋	60	<u>3,000 袋</u>	<u>18 m³</u>		20-1000			
非常用 製造機	給水パック		1台						
	ミタンク用 <スタンド	4栓	5個		上下水道局車庫				
	貯水槽用 ベスタンド	4栓	2個						
2/1	4.1.4\A.H.	1栓	1個						
	伙栓用 スタンド	2栓	13 個		上下水道局倉庫				
	<u> </u>	3栓	5個						

8 災害救助法による救助の基準

救助の方法		支出の限度		使途	適用範囲	期間	備考
避難所の設置	2 高齢者あった。 う。の慮場を要と、 さを要合と、 後の域にも 地域にある。 選難、所での所 慮等がでいる。 は等により、	費たり、320円高 たり、320円高 たり、320円高 たり、320円高 では、10円高 では、10円高 でで容額 のでで容額 でで容額 のでで容額 のででで容額 のでででででででででで	静者等」といい 話に福光 を作り、 を持ちいて特別という。 は他の規定があるが、 の力にに要という。 はた必という。 はた必という。 はた必という。 はたがいる。 はい、このでは、 はい、 はい、 はい、 はい、 はい、 はい、 はい、 は	1 賃金職員等層 L費 2 消耗物の使用謝金, 3 建物の使用謝金, 器物の使用謝金, 上費又は購入費 4 光熱水費 5 仮設置費	収容し得る者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	開設期間は 災害発生の 日から 7 以内	
応急仮設住宅	で設定する。 2 限度 で 内 の 同一 敷 地内 の はた の はた の はた の が の が の が の が の が の が の が の が		6,000円以 内に概ね50戸 集会し、一 集とし、出できる費		1 収殊・ で 日を容業及有仮急を で の で 日を容業及有仮念を で の で 日を容業及有 で の で 日を容業及有 で の 数 に ない が 、 慮 収率 を は 流 な 資 こ で の ない は た ない が 、 慮 収率 を で の ない は と で で 日を 容 き で の ない と で で 日を 容 業 及 有 仮 急 と で で 日を 容 業 及 有 仮 急 で で 日を 容 業 及 有 仮 急 で で 日を 容 業 及 有 仮 急 で で 日を 容 業 及 有 仮 急 で で 日を 容 業 及 有 仮 急 で で 日を 容 業 及 有 仮 急 で で 日を 容 業 及 有 仮 急 で で 日を 容 業 及 有 仮 急 で で 日を 容 業 及 有 仮 急 で で 日を 容 業 及 有 仮 急 で で 日を 容 業 及 有 仮 急 で で 日を 容 業 及 有 仮 急 で で 日を 容 業 及 有 仮 急 で で 日を 容 業 及 有 仮 急 で で に で こ で で 日を 容 業 及 有 仮 急 で で に で と で で に で で 日を 容 業 及 有 仮 急 で で し で で で 日を 容 業 及 有 仮 急 で で し で で し で で で 日を 容 業 及 有 仮 急 で で に で で 日を で で で 日を で で で 日を で で 日を で で 日を で で 日を で で で 日を で で 日を で で で 日を で で で 日を で で で 日を で で で で	供与第一次 (は、) (は、	着発ら内内 日以 日本
炊出しその他 による食品の 給与	1人1日当たり	1,130円以	内	 主食費 副食費 燃料費 器物等の使用謝金 消耗器材費 雑費 	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者 3 住家に被害を受け、一 時縁故地等へ避難する 必要のある者	災害発生の日から7日以内	
飲料水の供給	実費			1 水の購入費 2 給水及び浄水に 必要な機械,器具 の借上費,修繕 費,燃料費並びに 薬品及び資材費	災害のため飲料水を得ることができない者	前項に準ずる。	
被服,寝具そ の他生活必需	1 住家の全焼, けた世帯	,全壊又は流失に	より被害を受		住家の全壊,全焼,流失, 半壊,半焼又は床上浸水,	災害発生の 目から10	季別は,災 害発生の日
品の給与又は	世帯区分	夏季	冬季	1	船舶の遭難等により生活上	日以内	をもつて決定する。
贷	積等により一	(4月から9月まで) 18、400円以内 23、700円以内 34、900円以内 34、900円以内 52、900円以内 52、900円以下 52、900円以下 52、7、800円を加 直上が節以内 中級又は床上浸します。 一次では、下下同 夏季 (4月から9月まで) 6、000円以内 14、700円以内 18、600円以内 18、600円以内 18、600円以内 18、600円以内 18、600円に、5人 を超える世帯入目人に 20、2、2、600円を加 国上が節以内	とができない状		必要品は、		7 90

救助の方法	支出の限度	使途	適用範囲	期間	備考
医療の給付	1 教護班により医療を受けた場合使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費 2 一般の病院又は診療所において医療を受けた場合 国民健康保険の診療報酬の額以内 3 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第19万)及び柔道整復師法(昭和45年法律第19万)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師並びに柔道整復節(以下「施術者」という。)により医療を受けた場合協定料金の額以内		1 災害のために を失いを放けして、 を失いを対する。 2 枚表では、 2 枚表では、 2 枚表では、 3 を表していい。 5 がでは、 5 がでが、 5 がでが、 6 では、 7 では、 7 では、 7 では、 8 では、 8 では、 9 でも、 9 でも、	災害発生の 日から 1 4 日以内	
助産の給付	1 救護班等により助産を受けた場合 使用した衛生材料等の実費 2 助産師により助産を受けた場合 慣行料金の100分の80以内		災害発生の日以前又は以後 7日以内に分べんした者で あつて,災害のため助走を のみちを失つた者に対し次の 範囲内に行う。 1 分べんの介助 2 分べん前及び分べん後 の処置 3 脱脂綿,ガーゼその他 の衛生材料の支給	分べんした 目から 7 日 以内	
災害にかかつ た者の救出	実費	舟艇その他救出のため の機械,器具等の借上 費又は購入費,修繕費 及び燃料費等	災害のため現に生命若しく は身体が危険な状態にある 者又は生死不明の状態にあ る者	災害発生の 日から3日 以内	
災害にかかつ た住宅の応急 修理	応急修理の規模は、居室、炊事場及び便所等日常 生活に必要最小限の部分に対し、1世帯当たり <u>5</u> 74、000円以内の現物をもって行う。		1 災害のため住家が半焼 若しくは半壊し、自らの 資力では応急修理をする ことができない者又は大 規模な補修を行わな困難 ば居住することが半壊し た者	災害発生の 日から1月 以内に完成	
生業に必要な 資金の貸与	生業に必要な資金として貸与できる場合 1件当たりの生業費30,000円 1件あたりの就職支度費15,000円 生業に必要な資金の貸与についての条件 貸与期間は2年以内で無利子		1 住宅が全壊、全焼又は 流失し、災害のため生業の 手段を失った世帯に対して 行う。 2 生業の見込みが確実な 具体的事業計画があり、 還能力のある者に対して行う。	災害発生の 日から1月 以内に完了	
学用品の給与	1 教科書代 (1) 小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)及び中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。) 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費 (2) 高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。),中等教育学校の後期課程(定時制の課程を含む。),中等教育学校の後期課程を含む。),中等教育学校の後期課程を含む。),特別支援学校の高等部、高等専門学校、再修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。) 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 2 文房具及び通学用品費 (1) 小学校児童1人につき4、400円 (2) 中学校生徒一人につき4、700円 (3) 高等学校等生徒一人につき5,100円	1 教科書 2 文房具 3 通学用品		災日書内の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
埋葬	1体当たり 大人(12歳以上) <u>210,400円</u> 以内 小人(12歳未満) <u>168,300円</u> 以内		災害の際死亡した者について、死体の応急的処理を行うため次の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物をもつて実際に埋葬を変施する者に支給する。1 棺(附属品を含む。)2 埋葬又は火葬(食金職員等雇上費を含む。)3 骨つぼ及び骨箱	災害発生の 日から10 日以内	

救助の方法	支出の限度	使途	適用範囲	期間	備考
応急救助のた めの輸送費	実費		応急救助のための輸送費と して支出するものは、次に 掲げるる場合の移送又は輸送 とする。 1 り原療者の避難 2 医療者び助敗出 4 飲料用物資 6 死体の処理	救助の実施 が認められ る期間	
応急救助のた めの賃金職員 等雇上費	実費		応急救助のための賃金職員 等雇上費として支出するとする。 1 り災者の避難 2 医療及び助産における 移送 3 り災者の救出 4 飲済不の供給 5 救済用物資の整理,配 分及び輪送 6 死体の処理(埋葬を除 く。)	救助の実施 が認められ る期間	
死体の捜索	当該地域における通常の実費	舟艇その他捜索のため の機械,器具等の借上 費又は購入費,修繕費 及び燃料費等	災害により現に行方不明の 状態にあり、かつ、各般の 事情により既に死亡してい ると推定される者	災害発生の 日から10 日以内	
死体の処理	1 死体の洗浄, 縫合, 消毒等の処置費は, 1 体当たり3, 400円以内 2 死体の一時保存費 (1) 既存建物を利用する場合は, 当該施設の借上費について通常の実費 (2) 既存建物を利用できない場合は, 1体当たり5,300円以内 (3) ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は,当該地域における通常の実費を加算することができる。 3 検案 当該地域の慣行料金の額以内	1 死体の洗浄, 縫 合, 消毒等の処置費 2 死体の一時保存費 3 死体の検案費	 1 災害により死亡した者 2 検案は、原則として救護班が行う。 	災害発生の 日から10 日以内	
災害によるでは、 住居又にでは、 には運ばれれた等活にで、 等活をでいるでは、 が常いしい、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	1 戸当たり <u>135、100円</u> 以内	ローブ, スコップその 他除去のため必要な機 被,器具等の借上費又 被は購入費,輸送費及び 賃金職員等雇上費等	1 自らの資力では障害物を除去することのできない者室、炊事場等生活に欠くことので障害物が以ば玄関等に対するため、運び込まれているため、供能にある者	災害発生の 日から10 日以内	

種別		日当	旅費及び宿泊料	超過勤務手当
職種				
医師及び歯科医師	1人1日当たり	<u>20,850円</u> 以内		勤務1時間当たりの給与
薬剤師,診療放射線技師, 臨床検査技師,臨床工学技 士及び歯科衛生士	1人1日当たり	<u>15, 770</u> 円以内	(昭和28年広島県条例第 23号)に定める行政職5 級の職務相当額	
保健師,助産師,看護師及 び准看護師	1人1日当たり	17,710円以内		項に規定する割合を乗じて得た額
救急救命士	1人1日当たり	14,400円以内		
土木技術者及び建築技術者	1人1日当たり	17,150円以内		
大工	1人1日当たり	20,000円以内		
左官	1人1日当たり	19,000円以内		
とび職	1人1日当たり	20,500円以内		
令第10条第5号から第1 0号までに規定する者	業者のその地域に た額以内	おける慣行料金による支出	実績に手数料としてその1	00分の3の額を加算し

別鉄

年別(月別)降水量一覧

年別	昭和				平成																
月別	30 年	42 年	51年	58 年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
(平年降水量)	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm										
1 月																					_
(41.0)	26.2	39.3	12.5	38.0	59.5	82.0	47.5	43.0	1.5	9.0	38 U	21.0	51.0	29.5	24.0	4.0	9.0	35.0	30.5	83.0	<u>63.0</u>
2 月																					
(61.2)	81.1	18.9	148.0	50.0	34.5	64.0	19.0	51.0	49.0	69.5	81.5	50.5	35.5	109.5	121.5	55.5	101.0	89.5	32.5	30.5	<u>82.5</u>
3 月																					
(109.5)	79.8	192.3	83.5	168.5	150.5	43.5	129.5	91.5	66.0	88.5	83.0	65.5	140.0	89.5	142.5	42.0	127.0	73.5	138.5	125.0	<u>72.0</u>
4 月																					
(128.3)	233.7	271.1	263.5	143.5	105.5	31.5	108.5	202.0	149.0	45.5	223.5	57.5	117.5	93.5	182.5	70.0	107.5	78.5	72.5	159.5	<u>245.0</u>
5 月																					
(152.9)	61.2	65.6	19.0	114.0	101.5	188.0	180.0	149.0	378.5	68.0	239.0	167.0	160.5	29.5	183.0	339.0	44.5	83.5	82.0	96.5	<u>149.0</u>
6 月																					
(226.7)	284.6	112.3	193.5	117.0	136.5	289.0	143.5	146.5	245.0	36.5	299.0	49.5	150.5	148.5	264.5	172.0	204.0	334.0	141.0	213.5	<u>573.5</u>
7 月																					
(227.7)	181.1	448.3	130.0	193.0	86.0	95.0	127.0	352.5	116.0	354.0	290.5	334.0	31.0	594.5	300.5	159.0	320.5	223.5	246.5	93.5	<u>175.0</u>
8 月																					
(97.1)	63.7	15.5	143.5	90.5	17.5	109.5	71.5	152.0	276.0	57.5	87.5	62.0	74.5	52.0	0.0	93.0	144.5	255.0	196.0	294.0	<u>35.5</u>
9 月																					
(152.5)	176.2	5.6	373.0	340.5	148.0	109.5	93.0	40.5	198.0	248.5	157.5	32.0	157.5	74.5	76.5	186.0	34.5	188.5	55.5	201.5	<u>256.5</u>
10 月																					
(83.6)	135.8	124.5	111.0	65.0	79.0	244.5	51.0	9.5	192.0	64.5	15.5	44.0	46.5	51.5	72.0	140.5	61.5	249.0	84.5	83.5	<u>96.0</u>
11 月																					
(65.4)	58.9	100.8	68.0	41.5	90.0	72.5	21.5	152.5	39.5	68.0	76.0	16.5	59.5	140.0	30.5	95.5	101.0	54.5	66.5	151.0	<u>86.0</u>
12 月		40.4																			
(35.6)	14.4	18.1	69.5	28.0	28.5	49.0	66.0	31.5	93.5	4.5	57.0	83.5	43.0	28.0	78.0	35.0	86.0	40.5	60.0	96.0	<u>91.0</u>
年間降水量																					
(1381.3)	1,360.7	1,412.3	1,793.0	1,449.5	1,037.0	1,346.0	1,058.0	1,421.5	1,804.0	1,114.0	1,646.0	983.0	1,067.0	1,439.5	1,475.5	1,391.5	1,341.0	1,705.0	1,206,0	1,627,5	<u>1,925,0</u>

						1				_				
地	区名	7 湖	難	所	別	施設名	所 在 地	電話番号	収容人員	災	害		锺	別
		7	- //	///	/3 4			PERE E	00.117.030	地	土	津	高	洪
						市民広場	幸町 5			0	-	0	_	-
		広	域避	難 場	計	中央公園	中央4丁目			0	_	0	-	_
		/		. AL //	9 /21	二河公園多目的グラウンド	二河町			0	-	0	-	_
						二河野球場	二河町			0	-	0	-	_
						呉駅西共同ビル	宝町1-10		6, 410	-	-	3	0	0
						呉中央桟橋ターミナル	宝町4-44		2,610	-	-	3	2	0
						折本マリンビル 3号館	宝町4-21	23 - 3117	300	1	1	3	0	0
						ゆめタウン呉	宝町5-10	23 - 9200	1,060	-	-	3	0	0
						三菱日立パワーシステムズ(株)呉工場	宝町6-9		720	-	-	3	0	0
						広島ガス不動産呉ビル	中央1丁目6-26		600	-	-	3	0	0
		_	・時避	難施	包設	消防局	中央3丁目1-34	26 - 0119	230	-	-	0	0	0
						蔵本駐車場	中央3丁目11-5		2, 730	-	_	3	0	0
						呉地方合同庁舎(立体駐車場)	中央3丁目9-15		800		_	3	Ō	0
						呉中央小学校(管理棟, 教室棟)	西中央4丁目10-52	21 - 2947	1, 200		_	O	0	0
						両城小学校(第1校舎)	三条2丁目15-12	21 - 4866	110		-	3	0	2
						両城小学校(第2校舎, 第3校舎)	三条2丁目15-12	21 - 4866	160	_	-	3	0	2
						スーパーOΖ	<u>未2 </u>	21 4000	660	_	-	3	0	0
		_				呉中央小学校グラウンド	西中央4丁目10-52		000	_		<u>)</u>	_	-
										0				$\bar{-}$
						呉中央中学校グラウンド	西中央4丁目10-52			0	_	0	_	Ē
						港町小学校グラウンド	海岸3丁目5-30			0	_	0	_	-
						呉三津田高等学校グラウンド				0	_	0	_	
						荘山田小学校グラウンド	東中央 3 丁目1-23			0	_	0	_	-
						長迫小学校グラウンド	長迫町12-5			0	_	0	_	_
		_	・時避	難場	易所	東畑中学校グラウンド	東畑2丁目7-38			0	_	0	_	-
						片山中学校グラウンド	東片山町13-5			0	-	0	-	-
						本通小学校グラウンド	寺本町1-10			0	-	0	-	_
						明立小学校グラウンド	伏原 2 丁目6-38			0	-	0	-	_
中与	央 地 🛭	<u> </u>				両城小学校グラウンド	三条2丁目15-12			0	-		-	_
						両城中学校グラウンド	両城 2 丁目22-15			0	_	0	_	_
						和庄小学校グラウンド	八幡町10-7			0	-	0	-	_
						和庄中学校グラウンド	和庄登町3-18			0	-	0	-	-
						辰川会館 (旧辰川小学校(体育館))	東辰川町6-32		190				0	0
						つばき会館	中央6丁目2-9	25 - 3593	250	0	0	0	0	0
						呉中央小学校(体育館, 教室)	西中央4丁目10-52	21 - 2947	1, 310	0	0	0	0	0
						呉中央中学校(体育館, 教室)	西中央4丁目10-52	21 - 2828	880	0	0	0	0	0
						港町小学校(体育館, 教室)	海岸3丁目5-30	21 - 3015	610		$\widehat{\boldsymbol{\aleph}}$		0	0
						山手1丁目集会所	山手1丁目23-16		40	0	0	0	0	0
		.i.i.r	. H .	n& ###	===	長迫小学校(体育館,教室)	長迫町12-5	22 - 3191	560	0	2	0	0	0
		拠	点 j	姓 點	: PT	東畑中学校(体育館,教室)	東畑2丁目7-38	21 - 6210	730	0	2	0	0	0
						片山中学校(体育館,教室)	東片山町13-5	21 - 4995	580		0		0	
						本通小学校(体育館,教室)	寺本町1-10	21 - 0005	660	0		0		
						明立小学校(体育館,教室)	伏原2丁目6-38	21 - 3396	750					_
						両城小学校(体育館,教室)	三条2丁目15-12	21 - 4866	630					
						和庄小学校(体育館、教室)	八幡町10-7	23 - 6688	770					O
						在山田小学校(体育館,教室)	東中央3丁目1-23	21 - 3295	760	_		0	_	0
		-				スポーツ会館	二河町1-8	22 - 1264	390	_		0		0
						具市体育館 	中央4丁目1-1	25 - 3475	840		0		0	0
						吳三津田高等学校(体育館)	山手1丁目5-1	22 - 7788	750	\sim		0		0
						中央図書館	中央3丁目10-3	21 - 3014		0		3		0
		準	拠点	避難	重所							૭		
						畑老人集会所	東畑2丁目4-35	25 - 9584	70		0		0	0
						福祉会館 (佐杏館 巻字)	中央5丁目12-21	23 - 1181	170	_		0		0
						而城中学校(体育館,教室) 和内中学校(体育館,教室)	両城 2 丁目22-15	21 - 4661	630	0	_	0	-	0
						和庄中学校(体育館,教室)	和庄登町3-18	21 - 6631	710		2		0	0
l		福	祉	避難	所	介護老人保健施設 かがわ	本通2丁目8-16	22 - 3420						<u> </u>
<u> </u>			•	, .,.		呉ベタニアホーム	本通4丁目3-21	26 - 8844						

^{1.「}地」は地震災害,「土」は土砂災害,「津」は津波水害,「高」は高潮水害,「洪」は洪水水害を示す。

^{2.} 災害種別欄の○印は,避難に適応していることを示し,また,○内の数値は階数を示し,その階数以上の階への避難することを示す。

^{3.} 表中に○印が付されていなくても,被害の状況によって安全であると認められる場合には,避難所として開設できるものとする。

^{4.} 地震災害欄の空白は,耐震性が不明または,耐震性がないものを示す。耐震性が確保でき次第,避難可能施設として〇印に変更する。

								I		1			災	害	-	種	린
地	区 名	避	難	所 5	別:	施 記	2 名	所	在 地	電話	番号	収容人員	地			高	別洪
					-1	介護 老 促煙 旋 垫	メディケア・くれ	由曲の工具	∃ 6_20	25 -	8100		地		手	同	供
								中央5丁									
		护	41 /B	5 ## =	_ L	介護老人保健施設					- 5678						
		伷	1位 100	E XE D	-	介護老人保健施設 介護老人保健施設	プリーン三条				- 0303						
					F		共中央コスモス国	西中央3			7100						
		\$/##÷	T= T L >	n+ +n-	_	嶺南荘 ニュー	1.3.4	東畑2丁			3197	100	_			<u></u>	_
		準	福 祉 :	<u> </u>	_	二川まちづくり	センター	築地町3-1		21 -	- 3961	190			<u></u>		0
					-	三条集会所		三条3丁				50	0	0	3		2
中 央	地区	-			- 1	山の手会館		山手2丁		21 -	9126	70	_	_	_	0	0
					-	新宮町自治会館	Ĩ.	新宮町13-				30	0	0	0	0	0
					- 1	正円寺		海岸1丁		21 -	5457	30		0		0	0
		地	域 避	至難月	ᇄ	川原石集会所		海岸2丁				40	_	0	_	0	0
						惣付ふれあい集		西惣付町1				30	0		0	0	0
						東愛宕アパート	集会室	東愛宕町1				30					0
					-	内神自治会館		内神町16-				10					0
					-	明西寺		三条3丁	∄ 8−9	25 -	3713	40	0	0	0	0	
						和庄集会所		本町22-4				40		0		0	0
		広	域避	難場原	_	吉浦運動場		吉浦西城町	-				0	-	0	-	-
					-	吉浦小学校グラ		吉浦中町:					0	_	0	-	-
		-	時避	難場層	沂	吉浦中学校グラ		狩留賀町8					0	_	0	-	-
						(旧)落走小学		汐見町10-	-25				0	-	0	-	-
		拠	点避	難用	沂	吉浦小学校(体	(育館, 教室)	吉浦中町:	2丁目6-5	31 -	7042	940	_	2	0		0
		淮	拠点	pp ## 1	訢	吉浦中学校(体	(育館, 教室)	狩留賀町8	3-6	31 -	7570	800	Ο	2	0		0
士油	地区		观点)	姓 未 万	21	海上保安大学校	(講堂兼体育館)	若葉町5-1	=	21 -	4961	1,000	0	0	0	0	Ο
口佣	л <u>в</u> Б	福	祉 避	難用	沂	特別養護老人は	ベーム かるが	狩留賀町3	3-16	20 -	3601						
		準	福祉	避難月	沂	吉浦まちづくり	センター	吉浦東本町	町1丁目7-23	31 -	7540	180	О	О	3	2	О
						吉浦集会所		吉浦本町:	3 丁目11-35			60		0		0	0
					- [勝法寺		吉浦東町1	-14	31 -	7820	30		0			0
		地	域 避	難馬	折	誓光寺		吉浦中町:	2丁目8-30	31 -	7203	250				0	0
					Ī	落走集会所		長谷町22-	-4			10				0	0
					Ī	落走自治会館		汐見町12-	-8			20				0	0
		広	域避	難場月	沂	警固屋公園多目	的広場	警固屋 2	丁目				0	1	0	_	-
						(旧)鍋小学校	グラウンド	的場4丁	1 1−1				0	1	0	_	-
		-	時避	難場月	折	警固屋小学校ク	[゛] ラウンド	警固屋 7	厂目5-1				0	ı		-	-
					Ī	警固屋中学校ク	[゛] ラウンド	警固屋7	丁目4-1				0	1		-	-
		II n	La Sed	. 467 -		警固屋体育館		警固屋 2 7		28 -	0200	750	0	0	0	0	0
		拠	点避	É 難 月		警固屋中学校(体	本育館, 教室)	_ 警固屋 7 [−]		28 -	- 0914	570		2			0
		準	拠点i	避難月		警固屋小学校(体		警固屋7			- 0011	520					
		Ė		/2		初音の家		警固屋1			2008						_
			L1 500	. 4411	Ī	養護老人ホーム	. 呉清光園	警固屋1			- 0901						
警固	屋地区	. 福 .	祉 避	鮮 翔 月	ᆘᅡ	特別養護老人才		警固屋9			- 0370						
						養護老人ホーム		警固屋9			2066						
		淮	福祉	避難百	_	警固屋まちづく		警固屋 2			- 0200	660	0	0	0	0	0
		<u> </u>	,_,	_ / 444 //	_	直 固座より。、 みはらし荘		警固屋8			- 3137	730		0	-		0
						警固屋9丁目ア	パート集会所	警固屋9		-		20					0
					-	見晴説教場	1 / 4//	見晴2丁				450		0			0
		栅	域 湖	革難言		法晃寺		警固屋 5		28 -	- 0358	90				0	0
		1-13	·~ M	L AL /	- 1	法正寺		的場3丁			- 0329	60				0	0
					- 1	満行寺		警固屋4			1902	50					0
					-	警固屋集会所(擎固屋支所)	警固屋 6			- 0406	70	0	0			0
		+				<u>曾固定采去がく</u> 阿賀小学校(核		阿賀南2		_	- 0033	420	_	_	3		0
					- 1	広島県呉高等技術専門校			5 丁目11-17		- 8816	490				2	
					ľ	阿賀駅前駐車場		阿賀中央		. 1	5510	380					0
阿 賀	地区	-	時避	難施訓	マー	広島文化学園大学 阿賀				74 -	- 6000					2	
					- 1			阿賀南27		171	0000	1, 730				2	
					г	広島県豊栄住宅 阿賀駅前複合ビル		阿賀南1				970	_	_	3		
1 [4th	.).1 // (#	(() rde	F.L.).a. [75]	_		四棵(駐車場)害.「高」は高潮水		6丁目2-11	l		840	_	_	૭	4	C

^{1. 「}地」は地震災害,「土」は土砂災害,「津」は津波水害,「高」は高潮水害,「洪」は洪水水害を示す。

^{2.} 災害種別欄の○印は,避難に適応していることを示し,また,○内の数値は階数を示し,その階数以上の階への避難することを示す。

^{3.} 表中に○印が付されていなくても,被害の状況によって安全であると認められる場合には,避難所として開設できるものとする。

^{4.} 地震災害欄の空白は,耐震性が不明または,耐震性がないものを示す。耐震性が確保でき次第,避難可能施設として〇印に変更する。

		1				災	害	-	種	別
地 区 名	避 難 所 別	施設名	所 在 地	電話番号	収容人員	地	土	津	高	洪
		(旧)延崎小学校グラウンド	阿賀南 6 丁目4-28			Ō	_	O	-	_
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	阿賀南8丁目8-20			Ö	_	0	_	_
		阿賀小学校グラウンド	阿賀南2丁目1-1			Ō	_		_	_
		国立呉工業高等専門学校グラウンド	阿賀南2丁目2-11			Ō	_		_	_
	一時避難場所	広島文化学園大学 阿賀キャンパスグラウンド				Ō	_		_	_
	7 100 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	阿賀中学校グラウンド	阿賀中央5丁目14-16			Ō	_		_	_
		呉高等学校グラウンド	阿賀中央5丁目13-56			Ō	_		_	_
		原小学校グラウンド	阿賀北4丁目3-16			Ō	_	0	_	_
		呉工業高等学校グラウンド	阿賀北2丁目10-1			Ō	_	Ō	_	_
		(旧)延崎小学校(体育館)	阿賀南6丁目4-28	71 - 8021	150		2	_	0	0
	It is a section of the section of th	(旧)大入小学校(教室)	阿賀南8丁目8-20		160		2		0	0
	拠点避難所	阿賀小学校(体育館,教室)	阿賀南2丁目1-1	72 - 0033	1, 210	0		3	2	Ō
		原小学校(体育館,教室)	阿賀北4丁目3-16	71 - 7756	700		2		Ö	0
		阿賀中学校(体育館,教室)	阿賀中央5丁目14-16	71 - 3304	850				2	0
		呉工業高等学校(体育館)	阿賀北2丁目10-1	71 - 2177	300	Ŭ	2		0	0
		呉高等学校(体育館,教室)	阿賀中央5丁目13-56	72 - 5577	1, 120	0			2	0
阿賀地区	準拠点避難所	呉南特別支援学校(屋内運動場)	阿賀中央5丁目13-71	71 - 8263	325	_			0	0
		広島文化学園大学 阿賀キャンパス (体育館)	阿賀南2丁目10-3		420	_	_	(3)	(2)	0
		国立呉工業高等専門学校(体育館)	阿賀南2丁目2-11	73 - 8400	400	Ŭ	Ō	0	0	0
		介護老人保健施設 なごみ	阿賀北1丁目14-15	74 - 7531			Ť			Ť
		介護老人保健施設 あおやす	阿賀北6丁目15-30	76 - 3311						
	福祉避難所	ケアハウス 花みずき	阿賀北3丁目4-11	76 - 5710						
		介護老人保健施設 阿賀コスモス園	阿賀南3丁目7-1	73 - 7300						
	進福祉避難所	阿賀まちづくりセンター	阿賀中央6丁目2-16	71 - 9077	320	Ω	(2)	3	(2)	0
	1 III III /III /III /III /III	阿賀集会所	阿賀南3丁目12-2		40	Ŭ	0		2	0
		冠崎集会所	阿賀南9丁目30-26	28 - 1443		0	0		0	0
		冠崎説教場	阿賀南9丁目14-17	28 - 1845	40	Ŭ		_	0	0
		称名寺	阿賀中央9丁目8-2	72 - 8072	40	\circ		_	0	0
	地域避難所	情島小学校(校舎)	阿賀町12973		20				0	0
		西光寺	阿賀中央8丁目2-6	71 - 7632	40	Ŭ		Ŭ	0	0
		大誠寺	阿賀南8丁目17-13	71 - 5560	60				0	0
		大入老人集会所	阿賀南8丁目15-13	73 - 2591	30		2		2	0
広 地 区	広域避難場所	•	広大新開1丁目7	10 2001	50	0	-		-	-
	四块型和物门	東消防署・防災センター	広古新開2丁目1-9	74 - 0119	940	-	_	3	0	0
		横路小学校(南校舎)	広横路4丁目1-9	71 - 7837	580	_	_	~		3
			広横路 4 丁目 1-9	71 - 7837	460			3		3
		横路中学校(校舎)	広横路 4 丁目 9-15	71 - 7827	720	_	_	3	0	3
		横路中学校(西校舎)	広横路4丁目9-15	71 - 7827	640	_	_	_	0	3
		広島国際大学呉キャンパス1号館		73 - 8987	7, 080	_	_		0	0
	一時避難施設	広島国際大学呉キャンパス2号館		73 - 8987	7, 770		_		0	0
	- 一 地 州 地	広島国際大学呉キャンパス3号館		73 - 8987	2, 680	_	_		0	0
		広島国際大学呉キャンパス 4 号館		73 - 8987	760	_	_		0	0
		広島国際大学呉キャンパス 5 号館		73 - 8987	2, 230	_	_		0	0
		広島国際大学呉キャンパス 6 号館		73 - 8987	3, 930	_	_		0	0
広 地 区		クリーンセンターくれ	広多賀谷3丁目9-3	10 0001	2, 550	_	_	_	2	0
(西部)		ゴッド・広中央パーキング	広文化町1-6		3, 090	_	_	_	0	0
		横路小学校グラウンド	広横路4丁目1-9		3, 090	0	_	<u> </u>	_	
		横路中学校グラウンド	広横路 4 丁目 9-15			0	_		_	<u> </u>
	一時避難場所	呉商業高等学校グラウンド	広古新開 4 丁目 1-1			0	_		_	_
ĺ		六向未向寺子(Xグ ブ グ ン ド 広島国際大学呉キャンパスグラウンド	広古新開 5 丁目1-1			0	_			_
	加 占 波 離 記			71 = 7097	1 200		_	(2)	_	3
	120 点 姓 舞 川	横路小学校(体育館,教室) 横路山学校(体育館,教室)	広横路 4 丁目1-9 広横路 4 丁目0-15	71 - 7837	1, 200	-	0	-	0	<u>③</u>
ĺ	淮 圳 占 \ 险 ## ==	横路中学校(体育館,教室)	広横路 4 丁目9-15	71 - 7827	800	_	\sim		0	
	华 拠 尽 避 難 別	具商業高等学校(体育館) 中島国際大学県大阪(水子(休春館)	広古新開4丁目1-1	72 - 2525	390	U	0		0	0
ĺ	57 51 NB ## =F	広島国際大学呉キャンパス(体育館)	広古新開 5 丁目1-1	73 - 8987	1, 300		0		0	0
ĺ	-	特別養護老人ホーム 延寿荘	広町中横路2445	71 - 6776	1 100		_	<u> </u>	$\overline{}$	
	华催 姓 難	広まちづくりセンター	広古新開2丁目1-3	71 - 2151	1, 160	\circ	U	(3)	\cup	0

^{1.「}地」は地震災害,「土」は土砂災害,「津」は津波水害,「高」は高潮水害,「洪」は洪水水害を示す。

^{2.} 災害種別欄の○印は,避難に適応していることを示し,また,○内の数値は階数を示し,その階数以上の階への避難することを示す。

^{3.} 表中に○印が付されていなくても,被害の状況によって安全であると認められる場合には,避難所として開設できるものとする。

^{4.} 地震災害欄の空白は,耐震性が不明または,耐震性がないものを示す。耐震性が確保でき次第,避難可能施設として○印に変更する。

											災	害	1	種	別
地	区	名	避難	所	施設	名 所	Ť	在	也電 話番	号 収容人員	地	土		高	洪
					南横路自治会館	t	と世収り	丁目1-5		10	┢╼		手	O	供
広	地	区	+4h + cl:	21吋 ## 〒					71 00		1	0			0
(西部)	地坝	姓 無力	教法寺			6 丁目17-27	71 - 02	-	_	_	$\overline{}$	_	O
-					広西集会所			丁目1-47	F4 00	60	-	0	0	0	$\overline{}$
					広小学校(第一校舎)		5.杭本町		71 - 93		_	_			0
					広小学校(第二校舎)		5杭本町		71 - 93		-	_	3	_	0
			m.l. Xm	nt 40% L/. →	広小学校(第三校舎)		· 杭本町		71 - 93		1	_	3	0	0
			一時追	壁 難 施 詞	白岳小学校(校舎)		上駅前1		71 - 80			_	3	0	0
					白岳小学校(東西校舎		<u> </u>		71 - 80	+		_	3	0	0
					白岳中学校(校舎)			丁目11-1	74 - 21			_	3	0	0
					白岳中学校(特別教室			丁目11-1	74 - 21	21 100	 	_	3	0	0
					オークアリーナ(駐車			1丁目7-1			0	_		-	-
					広高等学校グラウント			3丁目6-44			0	_		-	_
			一時诏	座難 場戸	広小学校グラウンド		5.杭本町				0	_		-	-
			, , ,	_ /(m ->> / //	広中央中学校グラウン			丁目15-1			0	_	0	-	-
					白岳小学校グラウンド	, 広	上駅前1	丁目6-1			0	-		-	-
広	地	区			白岳中学校グラウンド			丁目11-1			0	_		-	-
	東部					(室) 広	5.杭本町	3-1	71 - 93	37 1, 100	0	0			0
	71		- 加. 占	避難月	広中央中学校(体育館,	教室) 広	古松 2	丁目15-1	71 - 85	24 1,010	0		0		0
			De m	处工 天世 /	白岳小学校(体育館,	教室) 広	医駅前1	丁目6-1	71 - 80	1, 390	0	0	3	0	0
					白岳中学校(体育館,	教室) 広	広駅前2	丁目11-1	74 - 21	21 890	0	0	3	0	0
					オークアリーナ	広	5大新開	1 丁目7-1	74 - 09	2, 760	0	0		0	0
			準拠点	京避難月	広会館	広	5白岳3	丁目6-34	73 - 04	91 180		0		0	0
					広高等学校(体育館,格	技場) 広	七大新開	3丁目6-44	72 - 62	11 590	0	0		0	0
					介護老人保健施設 パナ	ケイア 広	公白石4	丁目7-22	70 - 05	56					
			福 祉	避難月	特別養護老人ホーム	成寿園 広	达町字白	石免田13010	71 - 71	71					
					介護老人保健施設 成			石免田13012		00					
					広中央老人集会所	広	5大新開	1 丁目2-27	72 - 19	11 120		0		0	0
			ut I.S	and dev	広白兵3丁目自治会館	広	5白岳3	丁目11-18		50				0	0
			地域	避難月	善通寺支坊			2丁目2-10	71 - 73	50 260	0	0	0	Ō	0
					日新製鋼白岳寮			丁目1-46	71 - 76			Ō	_	Ō	Ō
					(旧) 小坪小学校グラ						0	-		-	_
			一時诏	穿難 場 戸	広南小学校グラウンド			丁目1-26			Ō	_		_	_
			. , ~	<u> </u>	広南中学校グラウンド			丁目1-9			Ō	_		_	_
					(旧) 小坯小学校(体			丁目24-1		260		0			0
			拠 点	避難,	広南小学校(体育館,			丁目1-26	71 - 79	-		0	3		0
			淮枷凸		広南中学校(体育館,			丁目1-9	71 - 79			0			0
広	地	区	+ 10 h	1 Jul 7 1	広津久茂自治会館		上津 久茂		,1 ,0	30		_	•	0	
(南部)			住蓮寺			丁目8-31	71 - 76	_	+				0
					小坪集会所	-		丁目40-6	11 10		0		0		0
			抽抽	波 難 5	事徳寺			丁目13-21	71 - 79		_		_	0	0
			7E 750	旭 木 /	長浜老人集会所			丁目1-17	11 13	50		0		2	0
					東小坪自治会館			丁目1-1		40	—	0	0	0	0
					名田説教場			丁目8-8		60			0	0	0
-				壁難 場戸			5年迫町 5中迫町			00	0	-	0	-	$\frac{\circ}{-}$
広	地	区	中丁旭	<u> </u>			<u> </u>		71 - 70	54 820		0			2
(北 部)	拠 点	避難,	三坂地小学校(体育館,				71 70	60	-	2	0		
<u>+</u> -	ШЬ	- T			石内老人集会所			丁目8-7		50	_	2		0	O ②
広(地北部)	地 域	避難見	広北ふれあい集会所 徳東白松合館			丁目2-29	+	20		(0		0
_	-11 교1	/	吐 ''	应 盐化七元 ョ	徳丸自治会館		 徳丸町 古は極		70 11		_		3		0
			一时近	壁難 施言			二方桟橋		79 - 11	77 630	1	_	<i>৩</i>	2	J
			一時退	産難 場月	仁方小学校グラウント			1丁目6-6	+		0	_		-	_
<i>I</i> —	→ 10b				仁方中学校グラウンド		二方桟橋		70 55	40 100	0	-			_
1_	方 地	凶	46π 1-	\n++44 -	皆実会館		方皆実		79 - 55			2	<u></u>		0
			拠点	避 難 月	仁方小学校(体育館,			1丁目6-6	79 - 50			0		2	
			T= 1.	/um mm -	仁方中学校(体育館,		方桟橋		79 - 11		O	0	3	(2)	S
	F tot				仁風園		二方西神		79 - 55	53					
11.	### <i>1</i> / 1 ##	1 售 🖔	: 室 [-	+ 1 1十十万	災害、「津」は津波水害、「高	」け高潮水害	: ½± t	+/世水水宝を示す	•						

^{1. 「}地」は地震災害,「土」は土砂災害,「津」は津波水害,「高」は高潮水害,「洪」は洪水水害を示す。

^{2.} 災害種別欄の○印は,避難に適応していることを示し,また,○内の数値は階数を示し,その階数以上の階への避難することを示す。

^{3.} 表中に○印が付されていなくても,被害の状況によって安全であると認められる場合には,避難所として開設できるものとする。

^{4.} 地震災害欄の空白は,耐震性が不明または,耐震性がないものを示す。耐震性が確保でき次第,避難可能施設として〇印に変更する。

型	Life	_	· /2	\nA	*****	200	mil	-n. /7		+ 11			(n) (n) (n)	災	害	: ;	種	別
世 語 社 整 類所 (二方主 ら 4 0 + 2 9 - 2 9 - 2 1	地	⊻	3 名	避	実 胜	PT	为リ	施 設 名	PT	住 理	电	話 番 芳	収谷人貝	地	土	津	高	洪
世田自治会館				福	1 祉 通	達 難	所	障害者支援施設 仁方	仁方町戸	田 4407	70	- 2222						
無				準	福祉	避難	所				79	- 6914	260	0	0	0		
								戸田自治会館					40					
世											79	- 5805	30		0			
地域 離 所 所											79	- 0051	40					
地域 離離 所 神徳自治会館	一	方	地区										30					
中級自治会館	1—	/ /	~u p		1 战 证	辛難	所				79	- 6060		_				0
大麻 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日				-		- AE	// 1	中筋目治会館										
											79	- 2220	40	0				
東側自治金館																	(2)	
														_	0	0	_	
中藤雅媛所				_							79	- 0559	50	_				
中海離離場所 担急原高等学校グラウンド 宮原3丁目1-1															_		-	
唐水ヶ正高等学校グラウンド					nde ande	##// 10								_	_	-	_	
下内小学校グラウンド 宮原12丁目13-1				_	時避	難場	肵								_			
															_			
渡原 地区								•			-		0.10		-			
野内小学校 (体育館、教室) 宮原12丁目13-1 21 - 3192 570 0 0 0 0 0 0 0 0 0				LLn	F 31	14th 44th	-r				+							
型地点避難所 (体育館)				拠	点点	詳	肵				+							
海域・産産 一次	宮	原	地 区	_							-							
福 祉 避 難 所 ときわ以				準	拠点	避難	所				1			0	(2)	0		
準福祉避難所 密原まちづくりセンター 宮原7丁目4-21 22 - 1016 60 ② ② ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○				4=	4.1 1	14 ##	=r				+		540				O	O
地域 離 照 所											-			_	<u></u>		_	_
地域 離 難 所				华	倍	避難	肵				22	- 1016						
一時避難施設 天応小学校 校舎 大応大浜 2 丁目 1-64 38 - 7584 460 3 ② ② ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○								かけん (京原士王)			0.4	0005			(2)	0		
一時避難施設 天応小学校 校舎 大応大浜 2 丁目 1-64 38 - 7584 460 3 ② ② ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○				地	域通	達 難	所	名原集会所(名原文所) 工图表			+							
中避難施設 天応小学校(校舎) 天応大浜2丁目1-64 38 - 7584 460 - - 3 ② ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○								五.图 /			21	- 4677						
下避難場所 天応小学校グラウンド 天応東久保2丁目7-1 〇 - 〇 - 〇 - 〇 - 〇 - 〇 - 〇 - 〇 - 〇 - 〇				<u></u>	1年 2位	故去	⇒几				20	7504		_	_			
拠点 離				F	' 叶)	美田 加	臤	天心小子仪(仪音)			38	- 7584	400	_	_	૭		
拠点 離				-	時避	難場	所	大心小子(グラブソンド 王広山学校グラウンド										
準拠点避難所 天応小学校(体育館、教室) 天応夫浜2丁目1-64 38 - 7584 580 ○ ○ ③ ② ○ ○ ② ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○								スルーチスノフランコ			3.8	- 7545	530					
接 本 本 本 本 本 本 本 本 本				-							-							
準福祉避難所 天応まちづくりセンター 天応宮町4-15 38 - 7313 310 ○ ○ ○ ② ○ ○ ○ ② ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	+	15.	## 14	-				•			+		300)	0	9	()
地域 避難 所		ルしい	16 D								-		310	0	0	\circ	(2)	0
地域避難所 天応西いきウイフホーム 天応伝十原町15-1 50 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0				7	, IH .ITT	地 木	<i>1</i> /1	•			50	1010		_				
福浦集会所 天応福浦町12-37 60 7 7 0 0 7 7 7 7 7														_	_			
福浦集会所 天応福浦町12-37 60 7 7 0 0 7 7 7 7 7				地	域	達 難	所	大西自治会館	天応西条	3 丁目25-65								
佐山空園 焼山町 一																		
田和市民センター駐車場 焼山町字山の神598				<u> </u>				佐山小周		,12 0.				_	_	C	_	_
昭和市民センター駐車場 焼山中央2丁目8-12	1			広	域避	難場	所			山の神598					_	-	_	_
昭和西小学校グラウンド 焼山宮ヶ迫1丁目3-1	1			T											_		-	-
田和中央小学校グラウンド 焼山中央4丁目1-1														_	_	_	-	-
田和 地区								昭和中央小学校グラウンド	焼山中央	4丁目1-1				0	-	0	_	-
田田和東小学校グラウンド 苗代町字八幡野39-2					n+: `ub	## 18	=5	昭和中学校グラウンド	焼山中央	6丁目9-1				0	_	0	-	_
昭和北小学校グラウンド 焼山本庄1丁目6-1					一时班	無场	ולו	(旧) 昭和東小学校グラウンド	苗代町字	八幡野39-2				0	-	0	-	-
昭和北中学校グラウンド 焼山泉ケ丘2丁目11-1								昭和南小学校グラウンド	焼山此原	町14-1				0	-	0	1	-
昭和西小学校(体育館, 教室) 焼山宮ヶ迫1丁目3-1 33 - 0414 1,000 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○								昭和北小学校グラウンド	焼山本庄	1丁目6-1				0	_	0	_	-
昭和西小学校(体育館, 教室) 焼山宮ヶ迫1丁目3-1 33 - 0414 1,000 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	印刀	ŧπ	## 12					昭和北中学校グラウンド	焼山泉ケ	丘2丁目11-1				0	ı	0	-	-
拠点 選 難 所 田和東小学校(体育館、教室) 苗代町字八幡野39-2 480 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	μП	4.h	地区					昭和西小学校(体育館, 教室)	焼山宮ヶ	迫1丁目3-1	33	- 0414	1,000	0	0	0	0	0
拠点 離 難 所 昭和南小学校(体育館, 教室) 焼山此原町14-1 33 - 7473 680 〇 ② 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	1							昭和中央小学校(体育館, 教室)	焼山中央	4丁目1-1	33	- 0611		_				
昭和中学校(体育館,教室) 焼山中央6丁目9-1 33 - 0311 970 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○								(旧) 昭和東小学校(体育館,教室)	苗代町字	八幡野39-2								
昭和北中学校(体育館, 教室) 焼山泉ケ丘2丁目11-1 33 - 9610 980 ○ ② ○ ○ ○ ○ 昭和体育館 焼山中央2丁目8-12 33 - 0011 430 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○				拠	点	辞 難	所				33	- 7473	680	0	2			
昭和体育館 焼山中央2丁目8-12 33 - 0011 430 ○ ○ ○ ○ ○ □ 以昭和高等学校(体育館) 焼山町山の神 33 - 9557 410 ○ ○ ○ ○ ○ □ 単拠点避難所 昭和北小学校(体育館,教室) 焼山本庄1丁目6-1 33 - 8910 1,130 ○ ○ ○ ○ □ 以特別支援学校(体育室) 焼山北3丁目22-1 33 - 0300 308 ○ ○ ○ ○	1										+							
準拠点避難所呉昭和高等学校(体育館)焼山町山の神33 - 9557410 ○○○○○選売昭和北小学校(体育館、教室)焼山本庄1丁目6-133 - 89101,130 ○○○○○具特別支援学校(体育室)焼山北3丁目22-133 - 0300308 ○○○○	1							·			33	- 9610	980	0				
準拠点避難所 昭和北小学校(体育館,教室) 焼山本庄1丁目6-1 33-8910 1,130 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	1			L							+			_	0			
具特別支援学校(体育室) 焼山北3丁目22-1 33 - 0300 308 O O O O											-			_	L			
				準	拠点	避難	所	·			-							
				L							33	- 0300	308	0	0	0	0	0

^{1. 「}地」は地震災害,「土」は土砂災害,「津」は津波水害,「高」は高潮水害,「洪」は洪水水害を示す。

^{2.} 災害種別欄の○印は,避難に適応していることを示し,また,○内の数値は階数を示し,その階数以上の階への避難することを示す。

^{3.} 表中に○印が付されていなくても,被害の状況によって安全であると認められる場合には,避難所として開設できるものとする。

^{4.}地震災害欄の空白は,耐震性が不明または,耐震性がないものを示す。耐震性が確保でき次第,避難可能施設として〇印に変更する。

							災	害	. ;	種	別
地 区 名	避難所	別	施設名	所 在 地	電話番号	収容人員	地	土	津	高	洪
			特別養護老人ホーム 温養院	焼山中央6丁目6-13	33 - 3858						
			特別養護老人ホーム コスモス園	焼山北3丁目21-5	33 - 8000						
	부급 수기 NB선 ###		介護老人保健施設 コスモス園	焼山北3丁目171-4	33 - 4000						
	福祉避難	: HT		焼山北3丁目21-2	33 - 3177						
			特別養護老人ホーム 後楽荘	焼山町字打田623	34 - 1388						
			特別養護老人ホーム 栃ノ木荘	栃原町中倉150-2	34 - 2755						
			昭和まちづくりセンター	焼山中央2丁目8-12	33 - 0011	310	C	С	0	0	0
	準福祉避難	# 所	昭和東まちづくりセンター	苗代町字八幡野39-2	34 - 0345	120	_	Ō		Ō	0
			円福寺	焼山西3丁目19-14	33 - 0103	150		Ō		Ō	0
				押込3丁目5-2			С		0	0	0
昭 和 地 区			*** *****	焼山松ケ丘2丁目1-1	33 - 0088	160	_	_		Ō	0
			桜ケ丘老人集会所	焼山桜ケ丘2丁目6-5	33 - 1165	60				0	0
			昭和西ふれあい集会所	焼山西3丁目4-3	34 - 4399		С	0	0	0	0
			昭和中央集会所	焼山中央4丁目4-18					\vdash	0	0
	地域避難	所		焼山ひばりケ丘町19-28		40			0	0	0
			神山集会所	神山1丁目19-29			0		0	0	0
			第3団地老人集会所	焼山東2丁目2-6	33 - 2760	110)			0	0
				押込6丁目3-2	34 - 0220	70				0	0
			栃原自治会館	析原町西谷683-1	01 0220	40	$\overline{}$		0	0	0
			苗代自治会館	苗代町字岡ノ台544-2			0	0	0	0	0
			グリーンヒル郷原	郷原野路の里2丁目3-1		30	0	_	0	_	
	広域避難場	易所	総合スポーツセンター	郷原町ワラヒノ山			0		0	_	_
							0		0	_	_
	一時避難場	易所	郷原小学校グラウンド 郷原中学校グラウンド	郷原町1584-1 郷原町1706			0	_	0	_	_
					77 0010	0.40	_	_	_		0
	+	- ==	郷原小学校(体育館,教室) 郷原中学校(体育館,教室)	郷原町1584-1	77 - 0018 77 - 0014	940		0			0
		וללו		郷原町1706	77 - 0014	740		(0
			郷原中学校(1階図書室)	郷原町1706	70 - 3737	10	0	0	0	0	
郷 原 地 区			生活介護センター たまご	郷原町1943							
	妇 机 1啦 ##	- ==	野呂山学園	郷原町2380-181	77 - 0111						
	11日 111. 111. 111. 111. 111. 111. 111.	וללו :	デイセンター のろさん	郷原町2380-181	77 - 1717						
				郷原町1882-12	77 - 1558 77 - 0949						
	淮 垣 刦 \ɒ #	# ==	特別養護老人ホーム あすらや荘			400	_	($\overline{}$	
	华伯仙姓美	世 八丁	郷原まちづくりセンター	郷原町字飛垣内1585-8		420					0
	地域避難	所	グリーンヒル郷原 浄光寺	郷原野路の里2丁目3-1	77 - 1025	410			0	0	0
				郷原町1912	77 - 0015	50	_	0		0	0
	一時避難場	易所	下蒲刈小学校グラウンド	下蒲刈町下島3484-3			0	_		_	_
			下蒲刈中学校グラウンド	下蒲刈町下島2119	a= 0000	200	0	-	0	-	
	拠点避難	所	下蒲刈小学校(体育館、教室)	下蒲刈町下島3484-3	65 - 2290	630					
- # .nl nl			下浦刈甲字校 (体育館, 教至)	下蒲刈町下島2119	65 - 2024	970				2	0
下浦刈地区			下蒲刈市民センター	下蒲刈町下島2361-7	65 - 2311						
	华催祉避業	# 別	下蒲刈まちづくりセンター	下蒲刈町下島1628-1	65 - 2027	310		(2)	(3)		0
	Tile 4-4 vinc 4-4 dil.		下蒲刈農村環境改善センター	下蒲刈町下島1730	65 - 2027	190	S	<u></u>	\vdash	0	0
	地域避難	:) 丁		下蒲刈町下島3314-2	65 - 2263	10	_	2		2	0
			大地蔵集会所	下蒲刈町下島3290-3	65 - 2153	40	_				0
			川尻グラウンド	川尻町東2丁目	0.5		0	_		_	-
	一時避難が	也設	川尻中学校(校舎)	川尻町西1丁目23-47	87 - 2072	400		_	3	0	0
	一時避難場	易所	川尻小学校グラウンド	川尻町久俊1丁目5-24			0	_	0	-	_
=			川尻甲字校グラウンド	川尻町西1丁目23-47	0.5		0	-		_	-
川尻地区	拠点避難	所		川尻町久俊1丁目5-24		1,070					0
				川尻町西1丁目23-47	87 - 2072	1,040	0	0	(3)	0	0
				川尻町西6丁目10-1	87 - 0280					_	<u> </u>
				川尻町東1丁目1-21	87 - 3311	990	0		3	0	0
			かわじり中央会館	川尻町東1丁目8-15	87 - 2311	200		0		0	0
	広域避難場	易所	大浦崎スポーツセンター	音戸町波多見6丁目20-1			0	_		-	-
				音戸町畑3丁目27-1			0	_		-	_
音 戸 地 区	一時避難場	計計	音戸高等学校グラウンド	音戸町北隠渡1丁目1-1			0	_	0	-	_
	四月 建工 天正 勿	w 121	音戸小学校グラウンド	音戸町南隠渡1丁目12-6			0	_		-	-
			音戸中学校グラウンド	音戸町南隠渡4丁目15-1			0	_	0	-	-
1 「地」は地震災	(宝 「十」/ナ-	上和55	(害, 「津」は津波水害, 「高」は高潮水	実 「洪」け洪水水実を示す							

 [「]地」は地震災害、「土」は土砂災害、「津」は津波水害、「高」は高潮水害、「洪」は洪水水害を示す。
 災害種別欄の○印は、避難に適応していることを示し、また、○内の数値は階数を示し、その階数以上の階への避難することを示す。

^{3.} 表中に○印が付されていなくても,被害の状況によって安全であると認められる場合には,避難所として開設できるものとする。

^{4.} 地震災害欄の空白は,耐震性が不明または,耐震性がないものを示す。耐震性が確保でき次第,避難可能施設として〇印に変更する。

						1									災	害		種	別
地	区	名	避	難	所	別	施	設	名	所	在	地	電話番号	収容人員	地	土		高	洪
							音戸西中学村	カガラウ	v 18	サーサッ	帝 乙、9	丁目16-1			O		Ф	同	—
						ŀ									_			_	
						ŀ	(旧) 早瀬/								0	_		_	_
				時避	難場月	折	(旧)田原/			1					0	_		_	_
						ļ	(旧)渡子/								0	_		_	-
							波多見小学			-		丁目11-1			0	_		_	_
		ŀ					明徳中学校会					丁目30-1			0	_	0	_	_
						ļ	(旧) 奥内/			音戸町灯				140		0		0	0
						ļ	音戸小学校	(体育館,	教室)	音戸町南	隠渡1	丁目12-6	51 - 2712	570	0	0	3	2	0
			枷	占诏	座 難 月	訢	音戸中学校	(体育館,	教室)	音戸町南	隠渡4	丁目15-1	51 - 2731	630	0	0	0	0	0
			1/2	/// Æ	T XIL /.		早瀬パブリ	ックセン	ター	音戸町与	早瀬 2	丁目53-1	56 - 1482	140	0	0		0	0
							波多見小学校	(体育館,	教室)	音戸町波	多見 9	丁目11-1	51 - 2713	760	0	0	3	0	Ο
							明徳中学校	(体育館,	教室)	音戸町廊	흏脇 1	丁目30-1	56 - 0303	570	0	2	0	0	0
)作 -	₩n 上	避難月	- - -	音戸高等学校	交(体育的	館)	音戸町北	隠渡1	丁目1-1	51 - 2235	510	0		0	0	0
			平:	拠点	姓 無力	ול	大浦崎体育館(大浦	甫崎スポーツセ	ンター)	音戸町波	多見 6	丁目20-1	51 - 2325	500	0	0	0	0	0
							特別養護老人	ホーム ぁ	らかさき園	音戸町灯	田1丁	目 2-51	56 - 2555						
						Ī	ルネッサンス	・デイサー	- ビス音戸	音戸町灯	囲3丁	目 20-36	56 - 1200						
-450	= 106	_	福	祉 追	座 難 戸	折	夕霧の家			音戸町灯	3 丁	目 20-36	56 - 1202						
首	户 地	区				Ī	朝顔の家			音戸町灯	囲3丁	目 20-36	56 - 1230						
						ľ	老人保健施設	没 さざ;	なみ苑				50 - 0688						
		İ	淮;	福祉	避難月	_	音戸まちづく		ター	音戸町南	有隠渡	1丁目7-1	51 - 3322	210	0	0	3	0	0
		Ì			7	_	せとぎん会員			1		丁目4-21				2			Ō
						- 1	引地区集会所					丁目4-18				O		(Ō
						H	高須集会所	21				丁目3-44		80)	0		0	0
						ŀ	先與区自治	全 館		1		丁目3-29		30		0		2	0
						ŀ	大浦崎会館(大浦崎		ター)				51 - 2325	110	\circ	0		O	0
						ŀ	坪井区自治					丁目7-11	01 2020	30	_	0		0	0
						ŀ	田原保健福祉		ンター				51 - 2079		0	0		0	0
			地	域退	座 難 月	까ゖ	渡子区自治会					丁目23-1	01 2013	230	_)		0	0
						ŀ	藤脇憩いの乳		7.子仅)	音戸町萠				50		0		0	0
						ŀ	南隠渡区集会	•					52 - 0152						
						ŀ			by h		-			60		0		2	0
						t	波多見コミュ		ヒンター				52 - 0048	370	0	0		0	0
						ŀ	畑区自治会館			音戸町灯			56 - 2200	40	_	0		0	0
						ŀ	北隠渡区集会					丁目7-15			0	0		2	0
							有清区自治:		- 1 . 10	音戸町有				30	_	0		0	0
						r	宇和木社会教			倉橋町5			-		0	_	\sqsubseteq	_	\vdash
						ı	鹿島社会教育			1 .					0	-	0	-	_
Ī						r	鹿老渡社会教			倉橋町1			ļ		0	_		_	_
Ī							須川社会教			† .					0	-		_	_
							倉橋小中学 村			倉橋町3					0	-	0	-	_
			— I	時避	難場別	折	(旧) 倉橋/			1					0	-	0	-	-
						ļ	(旧) 倉橋西	中学校グラ	ラウンド	倉橋町1					0	_	0	_	-
						ļ	(旧) 倉橋東	小学校グラ	ラウンド	倉橋町1	1161-	1			0	-		-	-
							(旧) 倉橋東	中学校グラ	ラウンド	倉橋町1	2612				0	-		-	-
倉	橋 地	区					(旧) 尾立/	小学校グ	ラウンド	倉橋町1	.0003				0	-	0	-	-
							明徳小学校会	グラウン	ド	倉橋町7	490				0	-		-	-
							倉橋小中学校	(休玄館	数字)	倉橋町3	83-9		小:53 - 0011	1,040	0	2	0	0	0
							□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	()件月貼,	秋王/	石 1間凹 3	00 4		中:53 - 0019	1,040	0	2	0	0	0
			拠	点追	座 難 月	折	(旧) 倉橋小学	校(体育館,	教室)	倉橋町9	63			520		0		0	0
1						Ī	(旧) 倉橋東	小学校(位	<u> </u>	倉橋町1	1161-	1		170		0		0	0
1						ĺ	明徳小学校	(体育館,	教室)	倉橋町7	490	-	56 - 0205	450	0	0	3	0	0
1							鹿島社会教育	育施設		倉橋町1	8733			220					0
1			準:	拠点	避難月	折	鹿老渡社会	教育施設		倉橋町1	6537			90		0			0
Ī						H	倉橋体育館			倉橋町5	39-1		53 - 0082	730	0		0	0	0
1. 「	地」は地	震災	害,	「土	は土砂		害,「津」は津	波水害,「清	高」は高潮水	•		水害を示す。							

^{1. 「}地」は地震災害,「土」は土砂災害,「津」は津波水害,「高」は高潮水害,「洪」は洪水水害を示す。

^{2.} 災害種別欄の○印は,避難に適応していることを示し,また,○内の数値は階数を示し,その階数以上の階への避難することを示す。

^{3.} 表中に○印が付されていなくても,被害の状況によって安全であると認められる場合には,避難所として開設できるものとする。

^{4.} 地震災害欄の空白は,耐震性が不明または,耐震性がないものを示す。耐震性が確保でき次第,避難可能施設として〇印に変更する。

												<<<	生		46	EII
地	区	名	避	難	所	別	施 設 名	所 在 地	電言	話番	引 収容人員	災	害	г г	種一	別
							.) a vier - I	A Ist manager				地	土	津	高	洪
							ルネッサンス瀬戸内	倉橋町2638-3		- 333						
							常夏の家	倉橋町石持154-1	50	- 211	2					
			福	祉 暹	至 難	所	蛍の家	倉橋町石持154-1	50	- 212	2					
							特別養護老人ホーム たちばな苑	倉橋町14649	54	- 151	5					
							障害者支援施設 倉橋の里	倉橋町5364-2	53	- 270	0					
			200		11.00		倉橋まちづくりセンター釣士田分館	倉橋町7529	56	- 188	0 50		2		0	0
			準	福祉	避難	肵	倉橋まちづくりセンター	倉橋町431		- 057		0	2	0	0	Ō
							宇和木社会教育施設	倉橋町5926-2	-		140		Ō	\vdash	0	
							宇和木老人集会所	倉橋町5921-2			-	0		0	0	00
											-	O	<u></u>)	
							海越生活改善センター	倉橋町15101-2			30		2			0
							才ノ木老人集会所	倉橋町597-3			10		0			0
							鹿島下老人集会所	倉橋町乙17738			30		0			0
							鹿島瀬戸コミュニティホーム	倉橋町4279-11			10	0	2	0	0	0
△ +	壬 山山	ь .					鹿島中コミュニティホーム	倉橋町18650-2			30	0		0	0	0
温↑	喬 地	兦					鹿島中老人集会所	倉橋町18320-2			30					0
							重生コミュニティホーム	倉橋町5345-20			20					0
							重生生活改善センター	倉橋町5786-6			30				0	0
			HH	1武 沿	卒 苗件	댦	須川社会教育施設	倉橋町3301-4			290				_	0
			끄	以 近	土 夫比	וכז	西宇土老人集会所		E 9	OF 4					0	0
								倉橋町3904-2	ეკ	- 054		_	_	0)	
							石原老人集会所	倉橋町2390-8			40		0		_	0
							倉橋東センター	倉橋町11959-25	54	- 176		0	0		0	0
							大向老人集会所	倉橋町4492-2			30				0	0
							大迫コミュニティホーム	倉橋町14105-10			20					0
							長谷老人集会所	倉橋町8191-1			20		0		0	0
							灘コミュニティホーム	倉橋町5869-1			30	0			0	0
							農業技術拠点センター	倉橋町894	53	- 191	9 110	0	0	3	2	0
							尾曽郷老人集会所	倉橋町2807-7			30	O		Ŭ		0
							尾立生活改善センター	倉橋町9964-7			30	_	0		2	0
			広	献 澼	難坦	祈	恵みの丘蒲刈	蒲刈町大浦字前沖浦			00	0	-	0	-	-
			М	以 近	天世 700	121		· ·				0		Н	_	_
				n+ \n6 :	## TE	==	大浦集会所グランド	蒲刈町大浦5116					_		_	_
			_	時 避	難 場	אלו	蒲刈小学校グラウンド	蒲刈町向771				0	_	0		Ë
							蒲刈中学校グラウンド	蒲刈町向771				0	-	0	-	ᆫ
			拁	点避	幸 難	所	蒲刈小学校(体育館, 教室)	蒲刈町向771	68	- 001	9 300	0	2	0	2	
			ζ.	7111 XE	- AL	// 1	大浦集会所 (旧浦刈小字校)	蒲刈町大浦5116	66	- 030	1 250		2		0	0
蒲 >	刈 地	区	ÿ#:	拠点	20位 出化	ᇎ	蒲刈市民センター	蒲刈町宮盛1-2	66	- 111	1 80	0	0	İ	0	0
			毕	拠 黒	姓 無	ולל	蒲刈中学校(体育館,教室)	蒲刈町向771	68	- 002	0 600	0	2	0	2	0
			準	福祉	避難	所		蒲刈町向1112-29	68	- 030						0
							蒲刈町開発総合センター	蒲刈町田戸2308-1	66	- 002	3 450		2		2	0
							宮盛集会所	蒲刈町宮盛字前田913-1	_	- 001			Õ		0	0
			地	域避	至 難	所	向清水集会所	蒲刈町向2535-1	00	001	-	0		0	0	
							向コミュニティセンター				70	_		\vdash	0	0
-								蒲刈町向3206番地1			70	_			-	\vdash
			広	域避	難場	所	安登公園	安浦町安登西6丁目			1	0	-	0	_	<u> </u>
							安浦甲字校クフワンド	安浦町中央4丁目2-1			+	0	_		_	-
							安浦中学校(校舎)	安浦町中央4丁目2-1			410		_	3		
				時避	難施	設	安浦小学校(南校舎)	安浦町内海北1丁目2-5			60	-	-	0	0	
							安浦小学校(北校舎)	安浦町内海北1丁目2-5			40		_	0	0	2
							(旧) 野路東小学校グラウンド	安浦町女子畑639				0	L-	0	-	ı
							安登小学校グラウンド	安浦町安登西5丁目7-19				0	-	0	-	-
<u>.</u> .		_	_	時避	難場	所	(旧) 三津口小学校グラウンド	安浦町三津口2丁目27-2				Ō	-	0	_	_
安》	浦 地	区					安浦小学校グラウンド	安浦町内海北1丁目2-5				0	 	0	_	_
							(旧) 野路中切小学校グラウンド					0	 	0	-	_
											200				0	
							(旧)野路東小学校(体育館)	安浦町女子畑639	0.4	-1-	200	_	0			
			11.00	F >-	de there		安浦中学校(体育館、教室)	安浦町中央4丁目2-1	_	- 515		-		3		
I			拠	点 避	生 難	肵	安登小学校(体育館,教室)	安浦町安登西5丁目7-19	84	- 226			_		0	
							(旧) 三津口小学校(体育館, 教室)	安浦町三津口2丁目27-2			820				0	
							安浦小学校(体育館,教室)	安浦町内海北1丁目2-5	84	- 202	0 690	0	0	0	0	2
L		_	福	祉 暹	至 難	所	介護老人保健施設 葵の園・安浦	安浦町安登西5丁目11-19	84	- 000	6	L	L	LĪ		L
1. 「±	批 / / / / / t t	h 電 :	生	[+1	は十	沙丝	後害, 「津」は津波水害, 「高」は高潮水	実 「洪」け洪水水実を示す								

^{1.「}地」は地震災害,「土」は土砂災害,「津」は津波水害,「高」は高潮水害,「洪」は洪水水害を示す。

^{2.}災害種別欄の○印は,避難に適応していることを示し,また,○内の数値は階数を示し,その階数以上の階への避難することを示す。

^{3.} 表中に○印が付されていなくても,被害の状況によって安全であると認められる場合には,避難所として開設できるものとする。

^{4.} 地震災害欄の空白は,耐震性が不明または,耐震性がないものを示す。耐震性が確保でき次第,避難可能施設として〇印に変更する。

						災	害		種	別
地 区 名	避 難 所	別施設名	所 在 地	電話番号	収容人員	地	土	_	高	洪
	福祉避難	所 特別養護老人ホーム 春香園	安浦町内海北1丁目2-42	84 - 3118						
		所 安浦まちづくりセンター	安浦町中央4丁目3-2		200	0	0	3	0	2
		コミュニティいちざこ	安浦町安登西8丁目4-3					Ö		
		塩谷自治会館	安浦町安登3084-31		10	_				
		奥条自治会館	安浦町安登西3丁目6-20		30	0		0		0
		岡谷自治会館	安浦町安登西2丁目9-18				0			0
		原畑集会所	安浦町原畑348-2				0			0
		向野原自治会館	安浦町安登西5丁目20-50		30	0	0			0
		三津口憩の家	安浦町三津口2丁目18-11	84 - 4244	40		0			
		三津口西自治会館	安浦町中央6丁目2-40		10	0	0		0	
		市原集会所	安浦町中畑1385-6		10	0		0	0	0
		女子畑自治会館	安浦町女子畑1788-1	84 - 5997	30	0	0			
		小田野原自治会館	安浦町安登西10丁目1-14		10					0
		水尻集会所	安浦町水尻1丁目14-11		30	0		0		0
安浦 地区		晴海園自治会館	安浦町中央5丁目1-8		20	0	0		0	
	地域避難	新 赤向坂自治会館	安浦町赤向坂390-7		10	0		0	0	0
		跡条自治会館	安浦町安登東5丁目8-12		30	0		0		
		大谷自治会館	安浦町安登東6丁目5-11		10	0		0	0	0
		中央ハイツ自治会館	安浦町中央ハイツ13-32		50	0	0	0	0	0
		藤木自治会館	安浦町赤向坂1093		10		0		0	0
		内海南自治会館	安浦町中央3丁目2-9		20	0	0		2	2
		内平自治会館	安浦町内平593-1		10	0		0		0
		日之浦自治会館	安浦町安登1167-6		10	0	0			0
		老人福祉センター安浦内海会館	安浦町中央北2丁目6-32		80	0	0	3	0	
		中畑自治会館	安浦町中畑434-7		20					0
		中切自治会館	安浦町中切1023-4		30	0		0	0	0
		内海北自治会館	安浦町内海北4丁目13-13		20	0		0	0	0
		安浦会館	安浦町内海南4丁目6-21		40		0		0	0
		子之浦自治会館	安浦町三津口3丁目14-22		20	0		0	0	0
豊浜・豊地区	広域避難場	所 豊浜グラウンド (架橋記念公園)	豊浜町大字大浜地内			0	-	0	-	-
	一時避難場	(旧) 豊島小学校グラウンド	豊浜町大字豊島3690			0	1	0	-	-
	时胜無物	豊浜中学校グラウンド	豊浜町大字豊島3438			0	-		-	-
	拠点避難	所 豊浜中学校(体育館, 教室)	豊浜町大字豊島3438	68 - 2009	540	0	2	3		0
	準拠点避難	所 (旧) 豊島小学校(教室)	豊浜町大字豊島3690		400	0	2	0	0	0
	準福祉避難	豊浜まちづくりセンター豊島分館	豊浜町大字豊島3959-1	68 - 2683	100	0	2	0	2	0
豊 浜 地 区	中田加州	豊浜まちづくりセンター	豊浜町大字豊島3526-15		100	0	0		2	0
		斎島集会所	豊浜町大字斎島1605-5		30	0	0			0
		山崎集会所	豊浜町大字豊島3142-1	68 - 3339	40				0	0
	地域避難	大浜集会所	豊浜町大字大浜622	68 - 4855	80	0	2	0	0	0
		内浦集会所	豊浜町大字豊島1033-4		70		0		2	0
		立花集会所(農業構造改善センター)	豊浜町大字大浜286		20		2		0	0
		久比コミュニティセンター駐車場	豊町久比2321-4			0	-	0	-	_
		豊スポーツセンターグラウンド	豊町沖友1132			0	-		-	-
	一時避難場	所 豊市民センター駐車場	豊町大長5915-3			0	-		-	-
		(旧) 豊小学校グラウンド	豊町大長4790-1			0	-		-	-
		豊小学校グラウンド	豊町久比2411-1			0	-		_	-
	拠点避難	新 豊まちづくりセンター	豊町大長5915-3	66 - 2111	290	0	0		2	0
豊 地 区	準拠点避難	豊スポーツセンター	豊町沖友1132	66 - 2061	190		2		2	0
	一下风点烛舞	豊小学校(体育館,教室)	豊町久比2411-1	66 - 2353	700	0	0			0
		特別養護老人ホーム 豊寿園	豊町大長6000	66 - 3300						
	福祉避難	所ゆたかデイサービスセンター	豊町大長6005-1	66 - 2244						
		若葉作業所	豊町大長6007-1	66 - 3050						
	地域避難	沖友コミュニティセンター	豊町沖友1005-1		60	0	2	0	0	0
	地地地堆鞋。	^切 久比コミュニティセンター	豊町久比2321-4		50	0	0	0	0	0
1 「排」/+排電(《宝 「上」は上口	り 災害, 「津」は津波水害, 「高」は高潮水	宇 「洲」は洪水水宝を示す							

^{1.「}地」は地震災害,「土」は土砂災害,「津」は津波水害,「高」は高潮水害,「洪」は洪水水害を示す。

^{2.} 災害種別欄の○印は,避難に適応していることを示し,また,○内の数値は階数を示し,その階数以上の階への避難することを示す。

^{3.} 表中に○印が付されていなくても、被害の状況によって安全であると認められる場合には、避難所として開設できるものとする。

^{4.} 地震災害欄の空白は,耐震性が不明または,耐震性がないものを示す。耐震性が確保でき次第,避難可能施設として○印に変更する。

地 区	Б ,	Þ	避	難	所	別	施設		所 在	/ c	Ŧħ	電 4 4 4 1		災	害		重	別
	石	班	失正	ולל	加	加	石	וללו	在	地	電話番号	収谷八貝	地	\pm	津	高	洪	
豊 地						久比東コミュニティ	ヤンター	豊町久	比328			80	0	0	0	0	0	
	地	区	地 域	域遊	壁 難	前	御手洗港町交流館旅	也設	豊町御	手洗231-1			30	0	0			0
							三角集会所		豊町久	比3955			20		2		0	0

^{1.「}地」は地震災害, 「土」は土砂災害, 「津」は津波水害, 「高」は高潮水害, 「洪」は洪水水害を示す。

^{2.} 災害種別欄の○印は,避難に適応していることを示し,また,○内の数値は階数を示し,その階数以上の階への避難することを示す。

^{3.}表中に○印が付されていなくても、被害の状況によって安全であると認められる場合には、避難所として開設できるものとする。

^{4.} 地震災害欄の空白は、耐震性が不明または、耐震性がないものを示す。耐震性が確保でき次第、避難可能施設として○印に変更する。

7

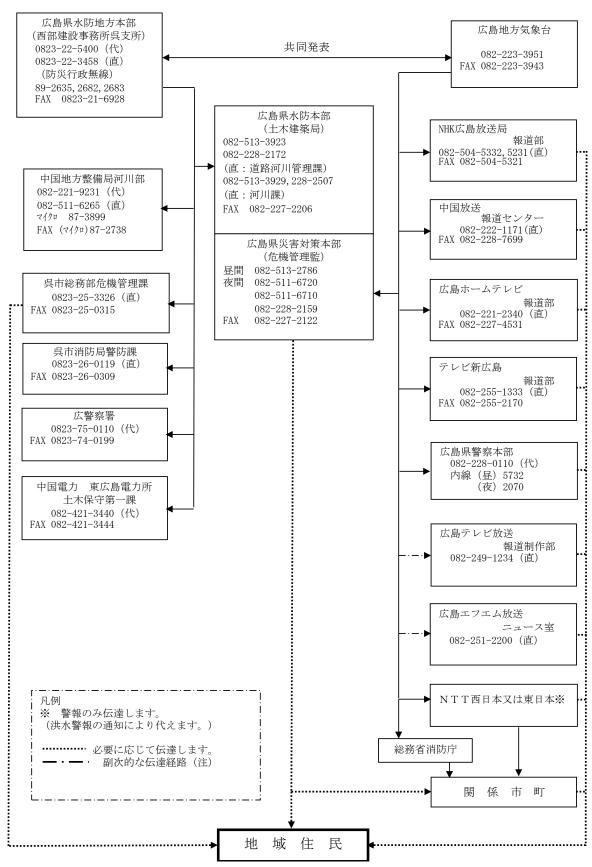
職員の配備・編成表

			1		災害警戒本部体制	災害対策	太部休 制	
部局		課(班)名	職員数	災害注意体制	第1配備体制	第2配備体制	第3配備体制	
			170 431	職員数	職員数	職員数	職員数	
1.	本部事務局	危機管理課	9	9	9	9		
本部	本部事務局	監査事務局	7			4		
事	本部事務局	選挙管理委員会事務局	6			4		
務局	本部事務局	農業委員会事務局	6			4		
	nte Mente	計 Transaca	28	9	9	21	2	
総	庶務班	総務課	20	2	8	14	2	
務対	動員班 秘書班	人事課 秘書広報課	18 12	2 4	5	12 10	1	
策	東京連絡班	東京事務所	2	4	2	2	,	
浩	270711241132	計	52	8	21	40	5	
		企画課	18		2	9	1	
対企画	情報班	資産経営課	7		2	4		
策画部		情報統計課	8		2	6		
		計	33		6	19	(
対灘	議会班	議会事務局庶務課	7		1	4		
対議会部		識会事務局識事課	9		1	5		
	財政班	財政課	16 13		2	9 5]	
	管財班	管財課	14		1	7		
財	契約班	契約課	14		1	8		
務		収納課・債権回収対策室	25	1	1	3		
対 策	調査班	資産税課	27		1	3	2	
部		市民税課	25	1	1	2	2	
	会計班	会計課	13		2	8	1	
		計	131	2	8	36	13	
	地域協働班	地域協働課	20	1	5	10	2	
	±12 41/4/mm	市民窓口課	28		7	17	2	
	市民対策班	市民相談室			2	4		
		人権センター 吉浦市民センター	7	1	2	4		
		警固屋市民センター	6	1	2	6		
		阿賀市民センター	7	1	2	3		
		広市民センター	13	1	3	8	1	
		仁方市民センター	6	1	2	3		
市		宮原市民センター	6	1	2	4		
民対		天応市民センター	5	1	3	4		
策	6.3-10.1.1.1.1.1	昭和市民センター	9	2	3	6		
部	各市民センター班	郷原市民センター	5	1	2	4		
		下蒲刈市民センター 川尻市民センター	8	1	2	6		
		音戸市民センター	9	1	2	4		
		倉橋市民センター	7	1	2	5		
		蒲刈市民センター	7	1	2	4		
		安浦市民センター	10	1	3	6		
		豊浜市民センター	8	2	3	5		
		豊市民センター	7	1	3	5		
		# Program	181	20	56	112	18	
文化	文化振興班	文化振興課	18	2	6	12]	
対策が	スポーツ施設班	生涯学習センタースポーツ振興課	11		3	6		
ポポー	文化施設班	中央図書館	10	1	1	7		
ッ		計	43	3	11	27		
	福祉保健班	福祉保健課	19	1	6	11	1	
	障害者福祉班	障害福祉課	20		6	9	2	
	生活支援班	生活支援課・自立支援室	52			12	!	
	高齢者福祉班	介護保険課	37		2	17	;	
	保険年金班	保険年金課	38		1	14		
	子育で支援班	子育て支援課	22		4	10		
福	子育で施設班 病院事業班	子育て施設課	123		3	24	1:	
祉	保健総務班	公立下蒲刈病院 保健総務課	16	2	3	13 5		
保健	生活衛生班	生活衛生課・動物受護センター	18		3	8		
対		健康増進課	13			5		
策		西保健センター				7		
部	1	東保健センター	<u> </u>			6		
			53			1		
	植脉体全体	音戸保健出張所						
	健康安全班	音戸保健出張所 倉橋保健出張所	53			1		
	健康安全班	倉橋保健出張所 川尻保健出張所	53			1		
	健康安全班	倉橋保健出張所	53			1		

					災害警戒本部体制	災事分業	本部体制
部局		課(班)名	職員数	災害注意体制	第1配備体制	第2配備体制	第3配備体制
	were rate, and a fair rape			職員数	職員数	職員数	職員数
環	環境政策班	環境政策課	17		1	12	17
境 対	環境管理班 環境施設班	環境管理課環境施設課	12 26		1	10	12
策	環境業務班		79		1	7	26 79
部	承先乘货 班	環境業務課 計	134	0	3	39	134
	商工振興班	商工振興課	17	· ·	4	7	17
産	観光振興班	観光振興課・海事歴史科学館	26		9	18	26
業	港湾漁港班	港湾漁港課	23	1	5	20	233
対策		農林水産課	19	1	4	13	19
部	農林水産班	水産振興室	4		1	3	4
		11	89	2	23	61	89
	都市計画班	都市計画課	17		3	11	17
都士	交通政策班	交通政策課	10	2	2	6	10
市対	建築指導班	建築指導課	13			8	13
策	住宅政策班	住宅政策課	12		3	8	12
部	技術監理班	技術監理室	13				13
	I do do Tirera	# 	65	2	8	33	65
	土木総務班	土木総務課	18	2	10	14	18
		土木維持課		7	31	33	34
±	土木維持班	音戸倉橋土木出張所 川尻安浦土木出張所	47	1	4	4	4
木対		安芸灘土木出張所		1	3	4	5
策		土木整備課	22	2	12	18	22
部	土木整備班	用地対策室	7	-	3	5	7
	営繕班	営繕課	28			16	28
		計	122	14	67	98	122
	教育総務班	教育総務課	9	2	4	6	9
敾	学校施設班	学校施設課・学校給食共同調理場	24		1	14	24
育対	学校教育班	学校教育課	23		2	5	23
策	学校安全班	学校安全課	12		1	4	12
部	学校班	各学校	44			4	44
		1	112	2	8	33	112
	上下水道対策班	上下水道総務課	19	2	2	14	19
		経営企画課					
		上下水道総務課	.				
	上下水道総務班	経営企画課	13		1	4	13
		営業課 水道建設課	+				
		/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /					
	給水復旧班	水道建設課	32	2	2	6	32
	77473 1 82 77 92	管路管理課		_			
上下		上下水道総務課					
水		経営企画課	1				
道対	and a district of the section	営業課					
策	応急給水班	計画課	46	2	2	4	46
部		水道建設課					
		浄水課					
	水道施設班	浄水課	49	2	2	4	49
		計画課	↓				
	応急排水班	下水建設課	11		1	3	11
		管路管理課					
	下水管路復旧班	下水建設課	16	1	1	3	16
	下水施設班	下水施設課	25	2	2	40	25
	消防総務班	201 F4-60 75-30	211	11	13	42	211
	有的秘密班 警防班	消防総務課	18 34	11	13	12 24	12 24
消	予防班	警防課 予防課	34 7	11	2	7	7
防	西署班	西消防署	112	58	58	108	108
対 策	東署班	東消防署	146	76	76	147	147
部	音戸署班	音戸消防署	45	24	24	45	45
	消防団班	消防団	1,935		500	1,000	1,935
		計	2, 287	169	678	1, 352	2, 287
	•	습計	3 943	245	942	2 069	3 946
*1	本動員計画による動	員職員数は,原則として注意体制	は部課長	等が指示する職員.	第1配備体制及び第	2 配備体制は所要♂	人員数 筐3

^{*1} 本動員計画による動員職員数は,原則として注意体制は部課長等が指示する職員,第1配備体制及び第2配備体制は所要の人員数,第3 配備体制は全職員とし,災害の状況に応じて適宜増減する。

^{*2} 職員の配置については,本部事務局職員,避難所配置職員,緊急初動体制要員,センター配置職員(中央地区も含む。)の要員配分のほか, 部・課内の応援体制の確立など,要員の適切な配置を実施する。



(注) 副次的な伝達経路とは、インターネット回線を利用した防災情報提供システムをいい、web とメールにより情報を入手することができる。

洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設一覧表

(黒瀬川)

(黒瀬川)						
施設区分	施設の名称	所 在 地	電話番号	FAX番号	伝達手段	担当課
保育所・認定こども園等	中新開保育所	呉市広中新開1丁目2番20号	71-7916	74-3243	電話・FAX	子育て施設課
保育所・認定こども園等	三坂地保育所	呉市広塩焼1丁目2番19号	71-0030	74-3245	電話・FAX	子育て施設課
保育所・認定こども園等	横路保育所	呉市広横路4丁目1-46	71-8197	74-7691	電話・FAX	子育て施設課
保育所・認定こども園等	徳風保育園	呉市広本町3丁目15-24	73-7222	73-7224	電話・FAX	子育て施設課
保育所・認定こども園等	名田保育園	呉市広白岳1-3-8	71-8497	71-7308	電話・FAX	子育て施設課
保育所・認定こども園等	長浜東保育所分園乳児施設RUBY	呉市広白石1-4-9	73-0322	ı	電話	子育て施設課
保育所・認定こども園等	ときわ保育園	呉市広横路3丁目11-32	71-0924	71-0933	電話・FAX	子育て施設課
保育所・認定こども園等	くれよん保育園	呉市広古新開2丁目2-15	73-1680	73-1684	電話・FAX	子育て施設課
保育所・認定こども園等	ニチイキッズ南横路保育園	呉市広横路1-8-32	76-3017	76-3037	電話・FAX	子育て施設課
	ショートステイめぐみ園 広	吳市広大新開1-3-24	36-7652	36-7650	電話・FAX	福祉保健課
サービス付高齢者向 け 住 宅		呉市広大新開1-3-24 4F	36-7652	36-7650	電話・FAX	福祉保健課
認 知 症 高 齢 者 グ ル ー プ ホ ー ム	サンキ・ウエルビィーグループホーム呉	呉市広古新開八丁目2番40号	36-2183	76-1133	電話・FAX	福祉保健課
小規模多機能型居宅介護 事 業 所	サンキ・ウエルビィ 小規模多機能センター呉	呉市広古新開八丁目2番40号	36-2182	76-1133	電話・FAX	福祉保健課
有料老人ホーム		呉市広古新開8丁目25-6	71-4100	71-4099	電話・FAX	福祉保健課
放課後児童健全育成事業の 用 に 供 す る 施 設	広みさか児童会	呉市広中迫町4番1号	74-2257	74-2257	電話・FAX	子育て支援課
放課後児童健全育成事業の用に供する施設		呉市広駅前1丁目6番1号	73-5549	73-5549	電話・FAX	子育て支援課
放課後児童健全育成事業の用に供する施設	(関係パント 児里云	呉市広横路4丁目1番9号	74-2249	74-2249	電話・FAX	子育て支援課
放課後児童健全育成事業の用に供する施設	広児童会	呉市広杭本町3番1号	74-2254	74-2254	電話・FAX	子育て支援課
放課後児童健全育成事業の用に供する施設	遊学児童会 EPICワンダーキッズ 広校	呉市広大新開1丁目10543番地2の内	25-6532	_	電話	子育て支援課
幼 稚 園	阿賀中央幼稚園	呉市阿賀中央6丁目13番3号	71-8071	71-8071	電話・FAX	子育て支援課
幼 稚 園	呉中央幼稚園	呉市広古新開2丁目2番15号	73-5255	73-1684	電話・FAX	子育て支援課
幼 稚 園	善通寺幼稚園	呉市広中新開2丁目2番10号	71-7360	71-7416	電話・FAX	子育て支援課
幼 稚 園	やよい幼稚園	呉市広文化町1番52号	71-7761	71-7763	電話・FAX	子育て支援課
幼 稚 園	とくふう幼稚園	呉市広本町3丁目15番24号	71-7616	73-7224	電話・FAX	子育て支援課
病院	呉芸南病院	呉市阿賀中央6丁目7-24	72-1155	71-8066	電話・FAX	保健総務課
病院	独立行政法人労働者健康安全機構 中国労災病院	呉市広多賀谷1丁目5-1	72-7171	74-0371	電話・FAX	保健総務課
病院	医療法人社団薫風会 横山病院	呉市広古新開2丁目5-20	74-1122	74-1124	電話・FAX	保健総務課

39

(黒瀬川)

診	療所	川西整形外科医院	呉市広大新開1丁目1-10	72-8001	-	電話	保健総務課
診	療所	眼科宍道医院	呉市広中町15-25	71-8717	71-8721	電話・FAX	保健総務課
診	療所	中央内科クリニック	呉市広駅前1丁目4-58	71-8585	71-8586	電話・FAX	保健総務課
小	学校	呉市立白岳小学校	呉市広駅前1丁目6番1号	71-8094	71-4113	電話・FAX	学校安全課
小	学校	呉市立広小学校	呉市広杭本町3番1号	71-7667	71-4114	電話・FAX	学校安全課
小	学校	呉市立三坂地小学校	呉市広中迫町4番1号	71-7054	71-4115	電話・FAX	学校安全課
小	学校	呉市立横路小学校	呉市広横路4丁目1番9号	71-7837	71-4116	電話・FAX	学校安全課
中	学校	呉市立白岳中学校	呉市広駅前2丁目11番1号	74-2121	74-3503	電話・FAX	学校安全課
中	学校	呉市立広中央中学校	呉市広吉松2丁目15番1号	71-8524	74-3504	電話・FAX	学校安全課
中	学校	呉市立横路中学校	呉市広横路4丁目9番15号	71-7827	74-3505	電話・FAX	学校安全課
中	学校	呉市立阿賀中学校	呉市阿賀中央5丁目14番16号	71-3304	74-3506	電話・FAX	学校安全課
認	可外保育施設	しんちゃんランド広(呉信)	呉市広本町3丁目19-25	71-6833	71-6833	電話・FAX	危機管理課
特	別 支 援 学 校	広島県立呉南特別支援学校	呉市阿賀中央5丁目13-71	71-8263	72-7307	電話・FAX	危機管理課

(二河川)

施設区分	施設の名称	所 在 地	電話番号	FAX番号	伝達手段	担当課
病院	佐藤病院	呉市三条3丁目4-25	24-6654	21-2351	電話・FAX	保健総務課
病院	木村胃腸科病院	呉市三条3丁目5-22	22-2306	22-2120	電話・FAX	保健総務課
放課後児童健全育成事業の用に供する施設	両城児童会	呉市三条2丁目15番12号	22-2170	22-2170	電話・FAX	子育て支援課
小 学 校	呉市立両城小学校	呉市三条2丁目15番12号	21-4866	26-6073	電話・FAX	学校安全課

(野呂川)

(5) []/1/						
施設区分	施設の名称	所 在 地	電話番号	FAX番号	伝達手段	担当課
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム春香園	呉市安浦町内海北1丁目2-42	84-3118	84-2188	電話・FAX	福祉保健課
老人短期入所施設	春香園ショートステイ	呉市安浦町内海北1丁目2-42	84-3118	84-2188	電話・FAX	福祉保健課
保育所・認定こども園等	安浦中央保育所	呉市安浦町中央3丁目3-7	84-2250	84-5591	電話・FAX	子育て施設課
放課後児童健全育成事業の用に供する施設	安浦さつき児童会	呉市安浦町中央5丁目2番24号	84-5271	84-5271	電話・FAX	子育て支援課
小 学 校	呉市立安浦小学校	呉市安浦町内海北1丁目2番5号	84-2020	84-2332	電話・FAX	学校安全課
中 学 校	呉市立安浦中学校	呉市安浦町中央4丁目2番1号	84-5151	84-5152	電話・FAX	学校安全課

地区名	施設区分	施設の名所	施設の住所	電話番号	FAX番号	· 伝達手段	担当課
	保育所・認定こども園等	原保育園	呉市阿賀北3丁目1-8	71-8801	74-3239	電話・FAX	子育て施設課
	共同生活援助	グリーンホーム□医)緑風会	呉市阿賀北1丁目15-12	75-2255	75-2266	電話・FAX	福祉保健課
	共同生活援助	希望の郷口医)緑風会	呉市阿賀北6丁目15-16-101	75-2255	75-2266	電話・FAX	福祉保健課
	共同生活援助	グループホーム大空山Ⅰ・Ⅱ	呉市阿賀北6丁目15-16-103·104	71-6846		電話	福祉保健課
	短期入所	障がい者総合支援センターすだち	呉市阿賀北6丁目3-10マウント九嶺103	27-6321		電話	福祉保健課
	軽費老人ホーム	ケアハウス花みずき	呉市阿賀北3丁目4-11	76-5710	76-5720	電話・FAX	福祉保健課
	介護老人保健施設	医療法人緑風会 介護老人保健施設 なごみ	呉市阿賀北1丁目14-15	74-7531	74-7533	電話・FAX	福祉保健課
	介護老人保健施設	介護老人保健施設あおやま	呉市阿賀北6丁目15-30	76-3311		電話	福祉保健課
阿賀地区	介護老人保健施設	介護老人保健施設ユニットあおやま	呉市阿賀北6丁目15-30	76-3311		電話	福祉保健課
	病院	青山病院	呉市阿賀北5丁目15-3	71-0151	74-2711	電話・FAX	保健総務課
	病院	呉芸南病院	呉市阿賀中央6丁目7-24	72-1155	71-8066	電話・FAX	保健総務課
	病院	呉みどりケ丘病院	呉市阿賀北1丁目15-45	72-6111	71-6125	電話・FAX	保健総務課
	病院	医療法人緑風会 ほうゆう病院	呉市阿賀北1丁目14-15	72-2111	70-0025	電話・FAX	保健総務課
	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	原児童会	呉市阿賀北4丁目3-16	71-0145	71-0145	電話・FAX	子育て支援課
	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	大坪谷児童館	呉市阿賀北3丁目1-3	73-0223		電話	子育て支援課
	幼稚園	宝徳幼稚園	呉市阿賀北7丁目20-15	71-8098	71-3949	電話・FAX	
	小学校	呉市立原小学校	呉市阿賀北4丁目3-16	71-7756	71-4118	電話・FAX	学校安全課
	保育所・認定こども園等	川尻保育所	呉市川尻町久俊1丁目7-15	87-2199	87-2511	電話・FAX	
	老人短期入所施設	恵の海短期入所生活介護事業所	呉市川尻町西6丁目10-1	87-0280	87-0282	電話・FAX	福祉保健課
	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム恵の海	呉市川尻町西6丁目10-1	87-0280	87-0282	電話・FAX	福祉保健課
	軽費老人ホーム	ケアハウス恵の海	呉市川尻町西6丁目10-1	87-0280	87-0282	電話・FAX	福祉保健課
川尻地区	サービス付高齢者向け住宅	ケアビレッジオーシャンローズ (有限会社すずらん)	呉市川尻町西5丁目6-10	87-3888		電話	福祉保健課
	サービス付高齢者向け住宅	さくらコンフォートくれ	呉市川尻町原山2丁目1-15	27-8301	27-8303	電話・FAX	福祉保健課
	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	川尻児童会	呉市川尻町久俊1丁目5-24	87-0516	87-0516	電話・FAX	子育て支援課
	幼稚園	川尻光幼稚園	呉市川尻町森2丁目5-32	87-2433	87-2454	電話・FAX	子育て支援課
	小学校	呉市立川尻小学校	呉市川尻町久俊1丁目5-24	87-2170	87-3109	電話・FAX	学校安全課
	老人短期入所施設	常楽園短期入所生活介護事業所	呉市警固屋9丁目1-1	28-0370	28-0372	電話・FAX	福祉保健課
	老人短期入所施設	呉清光園短期入所生活介護事業所	呉市警固屋1丁目17-15	28-0901	28-0925	電話・FAX	福祉保健課
	養護老人ホーム	養護老人ホーム呉清光園	呉市警固屋1丁目17-15	28-0901	28-0925	電話・FAX	福祉保健課
警固屋地区	養護老人ホーム	養護老人ホーム呉保生院	呉市警固屋9丁目1-38	20-2066	28-1787	電話・FAX	福祉保健課
	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム常楽園□呉同済義会)	呉市警固屋9丁目1-1	28-0370	28-0372	電話・FAX	福祉保健課
	小規模多機能型居宅介護事業所	小規模多機能型居宅介護事業所のお音の家	呉市警固屋1丁目17-1	28-2008	28-0900	電話・FAX	福祉保健課
	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	警固屋児童会	呉市警固屋7丁目5-1	28-2012	28-2012	電話・FAX	子育て支援課

地区名	施設区分	施設の名所	施設の住所	電話番号	FAX番号	· 伝達手段	担当課
警固屋地区	小学校	呉市立警固屋小学校	呉市警固屋7丁目5-1	28-0011	28-3712	電話・FAX	学校安全課
音回座地区	中学校	呉市立警固屋中学校	呉市警固屋7丁目4-1	28-0914	28-2985	電話・FAX	学校安全課
	保育所・認定こども園等	昭和第2園ココロ	呉市郷原町字林頭1995番地	70-3670	70-3675	電話・FAX	子育て施設課
	保育所・認定こども園等	郷原保育所口呉同済義会)	呉市郷原町1946番地	77-0304	77-1232	電話・FAX	子育て施設課
	障害者支援施設	野呂山学園	呉市郷原町2380番地181	77-0111	77-0112	電話・FAX	福祉保健課
	共同生活援助	共同生活支援事業所のろさん	呉市郷原町2380番地181	77-0111	77-0112	電話・FAX	福祉保健課
	共同生活援助	ケアホームたまご	呉市郷原町1630番地1	70-3737	77-1840	電話・FAX	福祉保健課
	短期入所	短期入所事業所野呂山学園	呉市郷原町2380番地181	77-0111	77-0112	電話・FAX	福祉保健課
	短期入所	短期入所事業所のろさん	呉市郷原町2380番地181	77-0111	77-0112	電話・FAX	福祉保健課
	老人短期入所施設	ショートステイ郷原の里	呉市郷原町鵯畑1882番地12	77-1558	77-1833	電話・FAX	福祉保健課
	老人短期入所施設	短期入所生活介護事業所囿すらや荘	呉市郷原町2380番地	77-0949	77-1207	電話・FAX	福祉保健課
郷原地区	老人短期入所施設	短期入所支援事業所のろさん	呉市郷原町2380番地181	77-2277	77-2278	電話・FAX	福祉保健課
	養護老人ホーム	養護老人ホームあすらや荘	呉市郷原町2380番地	77-0949	77-1207	電話・FAX	福祉保健課
	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム囱すらや荘	呉市郷原町2380番地	77-0949	77-1207	電話・FAX	福祉保健課
	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム郷原の里	呉市郷原町鵯畑1882番地12	77-1558	77-1833	電話・FAX	福祉保健課
	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームのろさん	呉市郷原町野呂山麓2380番地181	77-2277	77-2278	電話・FAX	福祉保健課
	軽費老人ホーム	ケアハウス「郷原の里」	呉市郷原町鵯畑1882番地12	77-1558	77-1833	電話・FAX	福祉保健課
	認知症高齢者グループホーム	認知症高齢者団ループホーム固すらや荘	呉市郷原町2380番地	77-0949	77-1207	電話・FAX	福祉保健課
	介護老人保健施設	老人保健施設囱すらや荘	呉市郷原町2380番地	77-0949	77-1207	電話・FAX	福祉保健課
	病院	医療法人社団有信会 呉記念病院	呉市郷原町2379番地42	70-3200	70-3211	電話・FAX	保健総務課
	中学校	呉市立郷原中学校	呉市郷原町字大鳶1706番地	77-0014	77-0065	電話・FAX	学校安全課
		認定こども園焼山こばと	呉市押込西平町29-84	33-0706	34-1413	電話・FAX	子育て施設課
	保育所・認定こども園等	焼山保育園	呉市焼山東3丁目18-1	33-0090	34-2765	電話・FAX	子育て施設課
	保育所・認定こども園等	昭和保育園	呉市栃原町字中倉150番地2	33-2388	34-0854	電話・FAX	子育て施設課
	保育所・認定こども園等	明和保育園	呉市焼山ひばりヶ丘町18-15	33-7274	34-2423	電話・FAX	子育て施設課
昭和地区	短期入所	にこにこほっとルーム	呉市焼山中央5丁目11-28	33-9556	36-5656	電話・FAX	福祉保健課
	短期入所	短期入所生活介護事業所後楽荘	呉市焼山町字打田623番地	34-1388	34-0822	電話・FAX	福祉保健課
	老人短期入所施設	短期入所生活介護支援事業所後楽荘	呉市焼山町字打田623番地	34-1388	34-0822	電話・FAX	福祉保健課
	老人短期入所施設	コスモス園短期入所生活介護事業所	呉市焼山北3丁目21-5	33-8000	33-6104	電話・FAX	福祉保健課
	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム後楽荘	呉市焼山町字打田623番地	34-1388	34-0822	電話・FAX	福祉保健課
	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームコスモス園	呉市焼山北3丁目21-5	33-8000	33-6104	電話・FAX	福祉保健課
昭和地区	軽費老人ホーム	ケアハウスコスモス園	呉市焼山北3丁目21-5	33-8000	33-6104	電話・FAX	福祉保健課
	認知症高齢者グループホーム	グループホーム楽々八景山	呉市焼山町字打田623番地	34-1388	34-0822	電話・FAX	福祉保健課
	認知症高齢者グループホーム	グループホームすまいる焼山	呉市焼山東1丁目19-47	33-7373	33-7373	電話・FAX	福祉保健課

地区名	施設区分	施設の名所	施設の住所	電話番号	FAX番号	伝達手段	担当課
	介護老人保健施設	老人保健施設 コスモス園	呉市焼山北3丁目 171番地4	34-4000	34-4003	電話・FAX	福祉保健課
	小規模多機能型居宅介護事業所	小規模多機能型居宅介護事業所ひばりヶ丘	呉市焼山ひばりヶ丘町1-12	30-5266	30-5299	電話・FAX	福祉保健課
	救護施設	呉広風園□呉福祉会)	呉市焼山北3丁目21-2	33-7177	33-7225	電話・FAX	福祉保健課
	特別支援学校	広島県立呉特別支援学校	呉市焼山北3丁目22-1	33-0300	33-0308	電話・FAX	危機管理課
	病院	呉やけやま病院	呉市焼山南1丁目8-23	33-0511	34-1366	電話・FAX	保健総務課
	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	昭和西なかよし児童会	呉市焼山宮ヶ迫1丁目3-1	33-9023	33-9023	電話・FAX	子育て支援課
	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	昭和中央ひかり児童会	呉市焼山中央4丁目1-1	33-8377	33-8377	電話・FAX	子育て支援課
	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	昭和南ひまわり児童会	呉市焼山此原町14-1	33-9369	33-9369	電話・FAX	子育て支援課
昭和地区	幼稚園	焼山こばと幼稚園	呉市押込西平町29-84	33-0706	33-1413	電話・FAX	子育て支援課
	幼稚園	桜ヶ丘幼稚園	呉市焼山桜ケ丘2丁目6-28	33-0405	33-0405	電話・FAX	子育て支援課
	幼稚園	花の木幼稚園	呉市焼山中央3丁目17-23	33-5391	33-5391	電話・FAX	子育て支援課
	幼稚園	昭和幼稚園	呉市栃原町638番地2	33-7820	34-0854	電話・FAX	子育て支援課
	幼稚園	焼山みどり幼稚園	呉市焼山東1丁目19-17	33-9747	33-0923	電話・FAX	子育て支援課
	小学校	呉市立昭和西小学校	呉市焼山宮ケ迫1丁目3-1	33-0414	34-2880	電話・FAX	学校安全課
	小学校	呉市立昭和中央小学校	呉市焼山中央4丁目1-1	33-0611	34-2882	電話・FAX	学校安全課
	小学校	呉市立昭和南小学校	呉市焼山此原町14-1	33-7473	34-2883	電話・FAX	学校安全課
	中学校	呉市立昭和北中学校	呉市焼山泉ケ丘2丁目11-1	33-9610	34-2128	電話・FAX	学校安全課
天応地区	幼稚園	天応めぐみ幼稚園	呉市天応西条1丁目3-12	38-7744	38-7744	電話・FAX	子育て支援課
ノヘルト10 区	中学校	呉市立天応中学校	呉市天応東久保2丁目7-1	38-7545	38-8334	電話・FAX	学校安全課
	保育所・認定こども園等	皆実保育所	呉市仁方皆実町1-14-101	79-0641	79-6905	電話・FAX	子育て施設課
	保育所・認定こども園等	仁方こども園	呉市仁方西神町38-7	79-0606	79-1460	電話・FAX	子育て施設課
	障害者支援施設	仁方	呉市仁方町戸田4407番地	70-2222	79-0020	電話・FAX	福祉保健課
仁方地区	短期入所	短期入所事業所仁方	呉市仁方町戸田4407番地	70-2222	79-0020	電話・FAX	福祉保健課
	老人短期入所施設	短期入所介護事業所仁方	呉市仁方町戸田4407番地	70-2222	79-0020	電話・FAX	福祉保健課
	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム仁方	呉市仁方町戸田4407番地	70-2222	79-0020	電話・FAX	福祉保健課
	児童養護施設	仁風園	呉市仁方西神町35-11	79-5553	79-5674	電話・FAX	子育て支援課
	保育所・認定こども園等	三坂地保育所	呉市広塩焼1丁目2-19	71-0030	74-3245	電話・FAX	子育て施設課
	保育所・認定こども園等	ときわ保育園	呉市広横路3丁目11-32	71-0924	71-0933	電話・FAX	子育て施設課
	共同生活援助	ふたばの丘	呉市広白石4丁目7-22	76-4855	76-4822	電話・FAX	福祉保健課
広地区	共同生活援助	ふたばの朝	呉市広白石4丁目10-5	72-3320		電話	福祉保健課
	短期入所	ふたばの丘	呉市広白石4丁目7-22	76-4855	76-4822	電話・FAX	福祉保健課
	老人短期入所施設	延寿荘短期入所生活介護事業所	呉市広町字中横路2445番地	71-6776	71-6799	電話・FAX	福祉保健課
	老人短期入所施設	成寿園短期入所生活介護事業所	呉市広町字白石免田13010番地	71-8500	73-6666	電話・FAX	福祉保健課

地区名	施設区分	施設の名所	施設の住所	電話番号	FAX番号	伝達手段	担当課
	老人短期入所施設	短期入所生活介護岛たばの里	呉市広白石4丁目722	70-0566	70-0557	電話・FAX	福祉保健課
	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム延寿荘	呉市広町字中横路2445番地	71-6776	71-6799	電話・FAX	福祉保健課
	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム成寿園	吳市広町字白石免田13010番地	71-8500	73-6666	電話・FAX	福祉保健課
	軽費老人ホーム	ケアハウス成寿園	宁 汀字白石免田13010番地	71-8500	73-6666	電話・FAX	福祉保健課
	認知症高齢者グループホーム	グループホームふたばの家	呉市広白石4丁目7-30	76-4566	76-4566	電話・FAX	福祉保健課
	認知症高齢者グループホーム	グループホーム延寿荘	呉市広町字中横路2445番地	71-6776	71-6799	電話・FAX	福祉保健課
	介護老人保健施設	老人保健施設 成寿園	呉市広町字白石免田13012番地	71-7171	72-3400	電話・FAX	福祉保健課
広地区	介護老人保健施設	介護老人保健施設パナケイア	呉市広白石4丁目7-22	70-0556	70-0557	電話・FAX	福祉保健課
四地区	介護老人保健施設	老人保健施設 成寿園ユニット	呉市広町字白石免田13012番地	71-7171	72-3400	電話・FAX	福祉保健課
	サービス付高齢者向け住宅	サービス付高齢者住宅囚たばハイツⅡ	呉市広白石4丁目10-6	76-3317		電話・FAX	福祉保健課
	病院	ふたば病院	呉市広白石4丁目7-22	70-0555	70-0557	電話・FAX	保健総務課
	診療所	早川クリニック	呉市広大広2丁目7-4	76-6007	76-0039	電話・FAX	保健総務課
	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	広みさか児童会	呉市広中迫町4-1	74-2257	74-2257	電話・FAX	子育て支援課
	小学校	呉市立三坂地小学校	呉市広中迫町4-1	71-7054	71-4115	電話・FAX	学校安全課
	中学校	呉市立広中央中学校	呉市広吉松2丁目15-1	71-8524	74-3504	電話・FAX	学校安全課
	中学校	呉市立横路中学校	呉市広横路4丁目9-15	71-7827	74-3505	電話・FAX	学校安全課
	保育所・認定こども園等	後藤保育所	呉市宮原5丁目9-5	21-7292	69-2729	電話・FAX	子育て施設課
	保育所・認定こども園等	坪内保育園	呉市船見町1-2	32-5427	24-7342	電話・FAX	子育て施設課
	共同生活援助	カッシーハウス邸ノ内口かしの木)	呉市坪/内町10-2-103	25-5455	25-5455	電話・FAX	福祉保健課
	共同生活援助	クローバーフォー・クローバーツー	呉市坪/内町10-2-203·204	23-8676		電話・FAX	福祉保健課
	病院	独立行政法人国立病院機構 呉医療センター	呉市青山町3-1	22-3111	21-0478	電話・FAX	保健総務課
宮原地区	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	宮原児童会	呉市宮原4丁目8-1	23-8251	23-8251	電話・FAX	子育て支援課
	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	坪内児童会	呉市宮原12丁目13-1	24-4551	24-4551	電話・FAX	子育て支援課
	小学校	呉市立坪内小学校	呉市宮原12丁目13-1	21-3192	26-6061	電話・FAX	学校安全課
	小学校	呉市立宮原小学校	呉市宮原4丁目8-1	23-1881	26-6062	電話・FAX	学校安全課
	中学校	呉市立宮原中学校	呉市船見町1-1	21-1468	24-9814	電話・FAX	学校安全課
	中学校	私立呉青山中学校	呉市青山町2-1	32-1721	32-2821	電話・FAX	危機管理課
	短期入所	ショートとらうむ	呉市安浦町水尻1丁目3-1	84-3731	84-4041	電話・FAX	福祉保健課
安浦地区	認知症高齢者グループホーム	グループホームほほえみ呉安浦	呉市安浦町安登東5丁目4-5	84-7225		電話	福祉保健課
女佣地区	介護老人保健施設	介護老人保健施設 葵の園・安浦	呉市安浦町安登西5丁目11-19	84-0006	84-0116	電話・FAX	福祉保健課
	診療所	呉市国民健康保険 安浦診療所		84-3034	84-6141	電話・FAX	保健総務課
吉浦地区	保育所・認定こども園等	落走保育園	呉市汐見町12-8	38-7751	38-7751		子育て施設課
	老人短期入所施設	老人短期入所施設かるが	呉市狩留賀町3-16	20-3601	20-3602	電話・FAX	福祉保健課

地区名	施設区分	施設の名所	施設の住所	電話番号	FAX番号	· 伝達手段	担当課
	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームかるが	呉市狩留賀町3-16	20-3601	20-3602	電話・FAX	福祉保健課
	小規模多機能型居宅介護事業所	小規模多機能ワーカーズコープぱーちぇ	呉市吉浦中町2丁目7-9	20-3380		電話	福祉保健課
吉浦地区	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	吉浦ふたば児童会	呉市吉浦中町2丁目6-5	31-3517	31-3517	電話・FAX	子育て支援課
口佃地区	幼稚園	みのり幼稚園	呉市吉浦中町2丁目8-28	31-1250	31-1250	電話・FAX	子育て支援課
	小学校	呉市立吉浦小学校	呉市吉浦中町2丁目6-5	31-7042	31-2850	電話・FAX	学校安全課
	中学校	呉市立吉浦中学校	呉市狩留賀町8-6	31-7570	31-2837	電話・FAX	学校安全課

水防活動実施報告書

									平成	Ç	年	月	
									作成	支責任者			
						JII	数言	戒水位		m			
出水概	の況												
.,,							雨	量		mm			
						Щ	左	岸		地	先		m
水 実施	防 新所												
7 7 7 1	4721						右	岸					
日	時	自	月		日	時		至	月		日	時	
I	нД.	П	Л		Н	叶		±.	Л		Н	h-d.	
出	動	-,	水防団員	Į.	ì	肖防団員	Į		その他			合 計	
人	員			人			人			人			人
											箇所		m
水防作業 の 概 況													
及びこ	L法	工	法										
			堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口		その	他	
水防結	の果	効果	m	$ m m^3$	m³	戸	m	m	人				
		被害	m	m³	m³	戸	m	m	人				
		かまっ	ナ,俵				居		者の				
		万年,	土俵				出	動	状 況				
使	用	な	わ					防関係					
資器	材	丸	太				死		傷				
		その	の他				雨	量 水					
							状		況				
水防活 自 己	動に	関する											
備	考												

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

16

別紙

1 2

平成〇〇年台風第〇号における水防活動 (〇〇県〇〇市消防団・平成〇〇年〇〇月〇〇日~〇〇日)

〇概 要

〇〇市消防団は、平成〇〇年〇〇月〇〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇〇部隊丸め〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動述べ人数	主な活動内容
〇/〇~〇/〇 約〇〇時間	〇〇名	・土のう積み(300袋)・避難誘導(200世帯)・排水作業(3件)

水防活動又は 被害状況写真

水防活動又は 被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先) 堤防巡視 〇〇川左岸(〇〇地先) 積み土のうエ

水防活動又は 被害状況写真 水防活動又は 被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先) 月の輪工

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施筒所地図

別紙 13

重要ため池(農業用)

	7.507尼(辰朱州)	-r-4-10.	規模					
	名称	所在地	総貯水量 (m³)	堤高(m)				
1	惣田池	郷原町笠原	2, 210	4. 80				
2	原垣内池	焼山町荒蒔4284	2, 300	3.00				
3	大池	焼山町神山	9,000	11.70				
4	ねころぎ池	押込町中倉	6, 380	5. 30				
5	<u>大池</u>	郷原町上ミノカヤ8374	10, 500	<u>5. 00</u>				
6	桑畑池	郷原町ワラビノ山2526	<u>17, 600</u>	<u>10. 40</u>				
7	羽久井原池	郷原町一/松光	<u>60, 000</u>	<u>10. 30</u>				
8	太田の池	音戸町波多見3丁目4820	1, 260	5. 40				
9	新池 (田原)	音戸町渡子字丸子4416	2, 500	7. 00				
10	雁田池	蒲刈町宮盛雁田1150	5, 800	13. 70				
11	内海池	安浦町女子畑字万畑139	12,600	4. 50				
12	甲手亀池	安浦町女子畑字段地27,28	3, 400	6. 30				
13	助実1号池	安浦町女子畑字林2720	2,800	5. 00				
14	内海昭和池	安浦町赤向坂字長松295-3	11,000	7. 50				
15	石佛池	安浦町中畑字石佛784	4, 500	5. 60				
16	信祖池	安浦町中切字信祖876	6, 200	9.00				
17	延相大池	安浦町安登字延相820	4, 200	5. 70				
18	寒風池	安浦町安登字寒風2649	10, 200	5. 40				
19	南谷大池	安浦町内海字南谷北2288	2, 900	5. 90				
20	内後迫池	安浦町三津口字内後迫1400	1, 400	4. 70				
21	後懸古池	川尻町川尻字後懸甲792	2,000	4. 20				
23	野呂山氷池	川尻町川尻	10,000	3. 80				
24	ヨタ池	川尻町川尻要垣内2271	1,000	4. 00				
25	久筋大池	川尻町久筋1丁目15	9,000	6.80				
26	昭和池	川尻町久筋1丁目16	71, 100	9. 70				

別紙 14

別表第4

消防局保有水防資器材備蓄数量

(1)(3)(5)(4)(1)(4)(5)(4)(1)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)																						
西口品	置署市		固定放送設備	移動放送設備	携帯拡声器	投光器	たんか	スコップ	かけや	手かぎ	ま σ 大		のこ	つるはし	一輪車	丸てみ	懐中電灯	土のう(袋)	なわ(m)	杭 (本)	ビニール (m)	ブルーシート(枚)
西署		本署	1	13	8	19	7	57	12	28	9	6	20	2	10	8	16	2,803	5, 480	60	2, 700	91
		留賀	0	2	1	4	1	10	2	0	2	2	4	2	2	0	2	823	6, 590	20	450	92
	昭	四页 和	0	3	2	2	0	10	1	0	1	1	2	1	2	0	5	597	1,000	8	750	61
		16 南	0	2	1	2	2	10	2	0	2	2	5	2	1	0	4	891	1,200	6	600	37
		円 計	1	20	12	27	10	87	17	28	14	11	31	7	15	8	27	5, 114	14, 270	94	4, 500	<u>281</u>
東署		<u>□</u> 本 署		13	1			73			9					24	23					
			1		7	6	5		11	14		6	17	8	11			<u>2, 340</u>	9,800	80	3, 770	<u>434</u>
	阿	賀北	0	2	1	1	1	5	2	0	2	2	2	2	1	0	6	590	1, 350	5	790	<u>26</u>
	仁	方	0	1	1	1	1	6	1	1	1	1	2	1	0	0	3	280	700	10	800	<u>12</u>
	郷	原	0	1	1	1	1	6	1	0	1	1	3	1	2	0	3	410	400	124	750	<u>23</u>
	Ш	尻	0	2	2	2	0	6	4	0	0	0	0	2	0	4	5	700	1,050	0	1,070	<u>23</u>
	蒲	ĮΙΚ	0	1	1	1	0	6	1	0	0	0	4	1	2	0	4	198	300	42	750	<u>39</u>
	安	浦	0	3	4	2	0	9	1	0	0	0	2	0	1	0	9	400	400	30	700	44
	大嶋	行島	1	2	1	2	0	6	1	0	1	0	1	1	1	0	6	232	140	45	680	<u>36</u>
	計		2	25	18	16	8	117	22	15	14	10	31	16	18	28	59	3, 740	16, 640	336	9, 310	637
音尸署		本署	0	9	6	4	3	24	2	0	2	0	0	0	3	7	10	2, 400	3, 200	7	980	124
	倉	橋	0	3	2	2	0	5	4	0	0	0	0	0	3	2	6	750	800	13	740	30
		計	0	12	8	6	3	29	6	0	2	0	0	0	6	9	16	3, 150	4,000	20	1, 720	154
合 計		3	57	38	49	21	233	45	43	30	21	62	23	39	45	102	13, 414	32, 410	<u>450</u>	15, 830	1,572	